

乗合バス『Eバス』
下飯田駅前バス停移設について

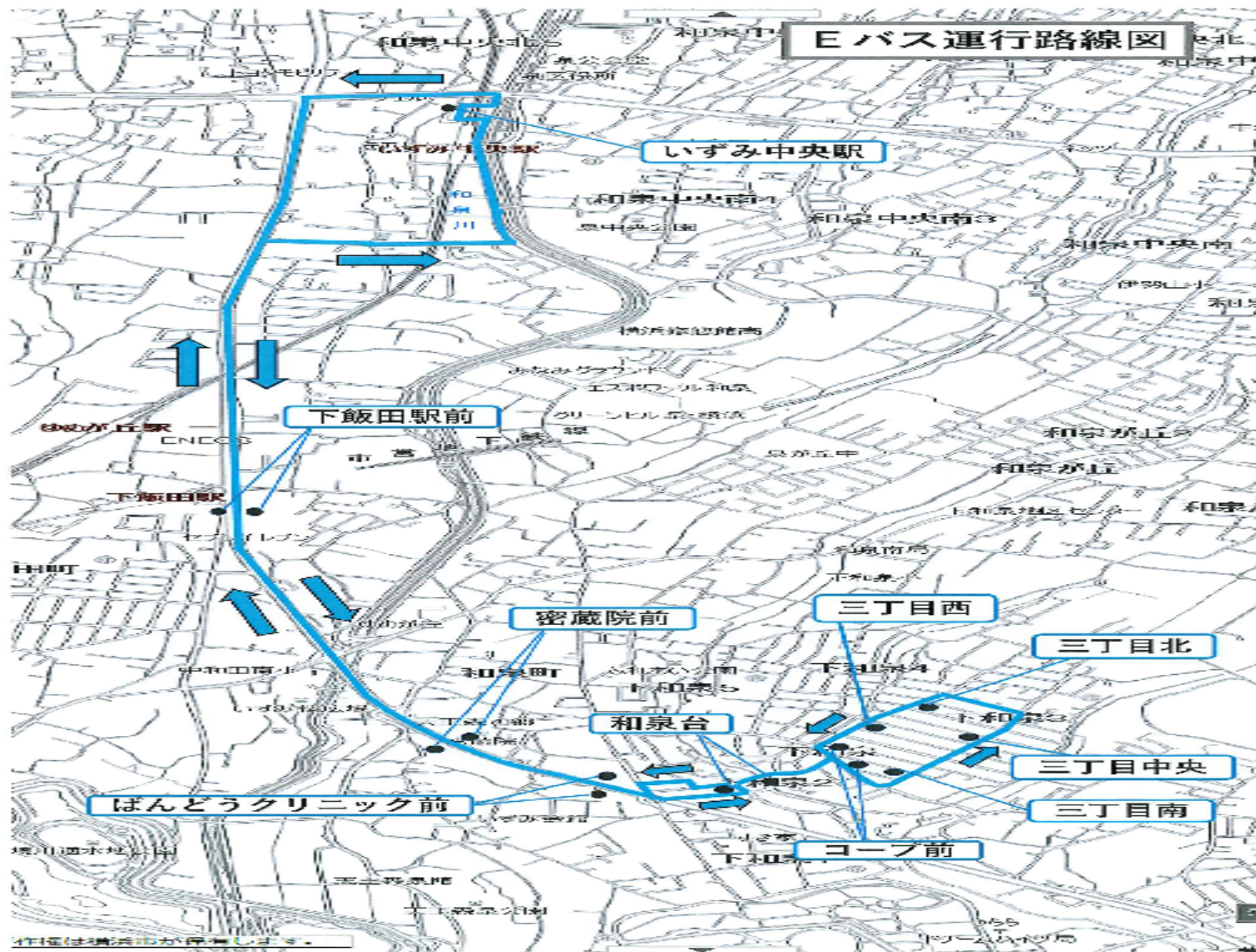
概要

運行概況

- 1 路線名：コミュニティバス Eバス
- 2 運行距離：8.4^キロ
- 3 運行本数
平日：28便
土日祝：20便
一日平均乗客数：275人
- 4 運賃
大人：210円 こども：100円
他 定期券・回数券



現Eバス運行路線図



下飯田駅前バス停移設について

・移設の経緯

「横浜国際港都建設事業 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業」における再開発事業に伴い、今現在あるバス停の前にマンション建設の予定があり駐車場出入口と重なる為。

資料1

現行上りバス停



資料2

現行下りバス停



移設先について

横浜国際港都建設事業

泉ゆめが丘地区土地区画整理事業における
下飯田駅ロータリー新設に伴い移設する。

※現行の下飯田駅前バス停
(上下線)を一つに集約する。



— : バス導線

泉区下飯田町837-3

現行：下飯田駅前バス停

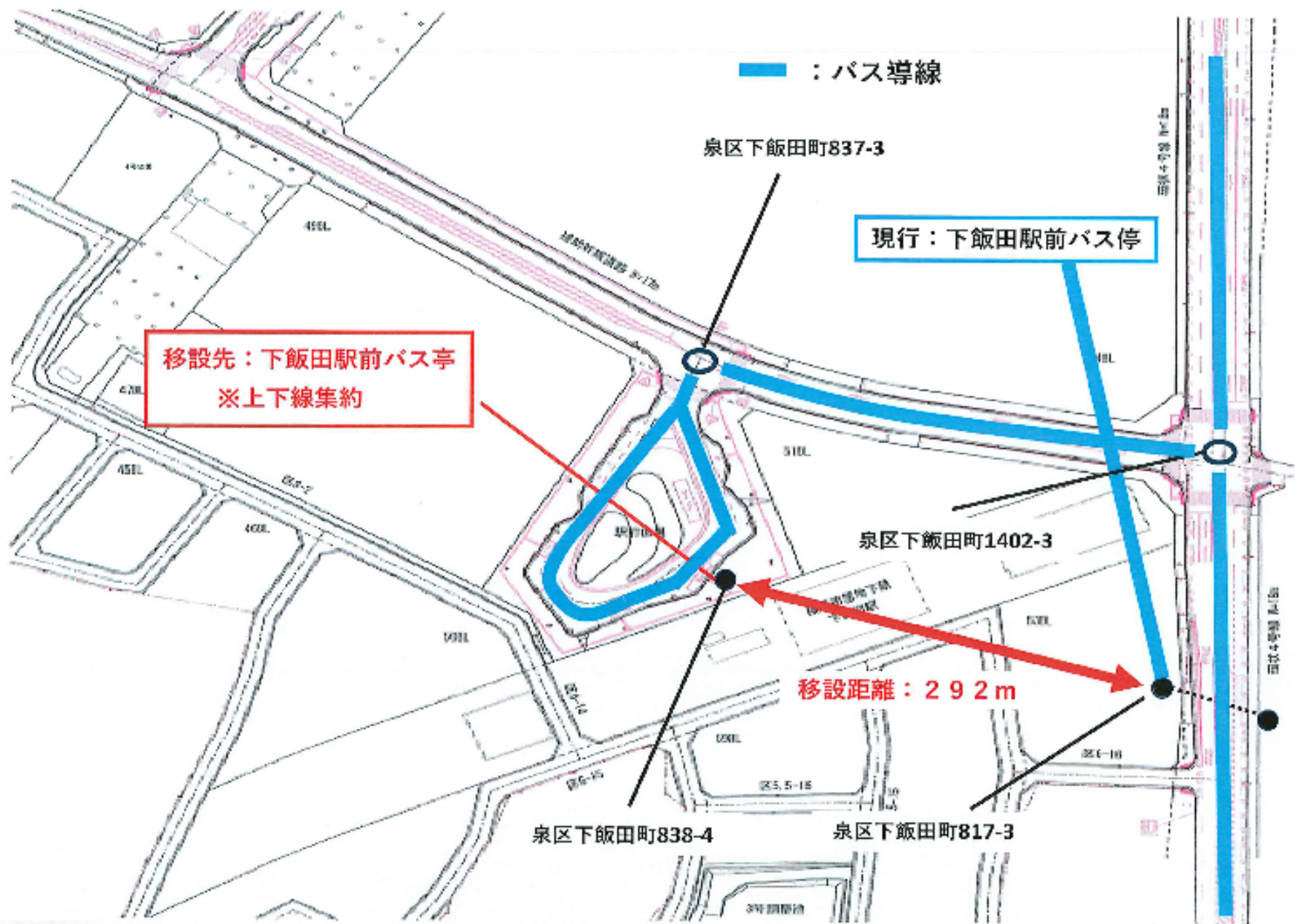
移設先：下飯田駅前バス亭
※上下線集約

泉区下飯田町1402-3

移設距離：292m

泉区下飯田町838-4

泉区下飯田町817-3



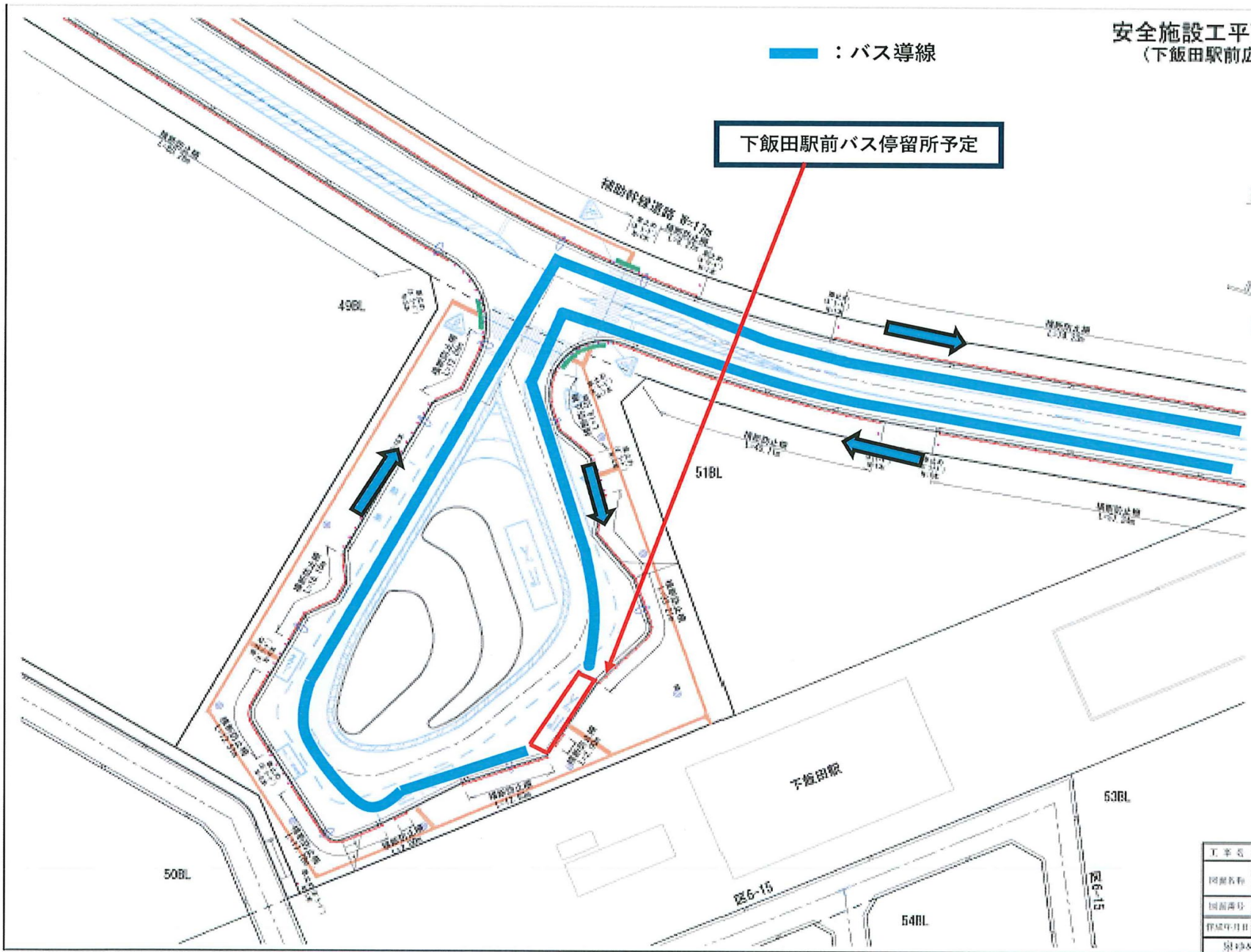
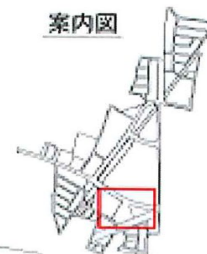
安全施設工平面図 S=1:500
(下飯田駅前広場)

— : バス導線

下飯田駅前バス停留所予定



案内図



凡 例	
	バス停留所
	バス導線

工事名	新設バス停留所工事		
図面名称	安全施設工平面図 (下飯田駅前広場)		
図面番号	第	1	号
作成年月日	令和	年	月
縮尺	1:500		
作成者	泉野地区五土地区画整理組合		

今後の進め方

- ・今現在、下飯田駅ロータリー周辺の管理者は泉ゆめが丘土地区画整理組合のため協議中。
- ・バスの停車位置枠については、神奈川中央交通株式会社と併用となります。
- ・バス停については、単独で設置予定になります。
- ・バス停の運行開始予定は6月頃になる予定です。

御清聴ありがとうございました。

日吉・綱島エリアにおける オンデマンド実証運行について

2024/3/26

東急バス株式会社

本日の内容

1. 実証概要

2. 運賃・支払方法

3. AIオンデマンドサービス概要

4. アプリ概要

5. 将来展望

1.実証概要

背景と目的

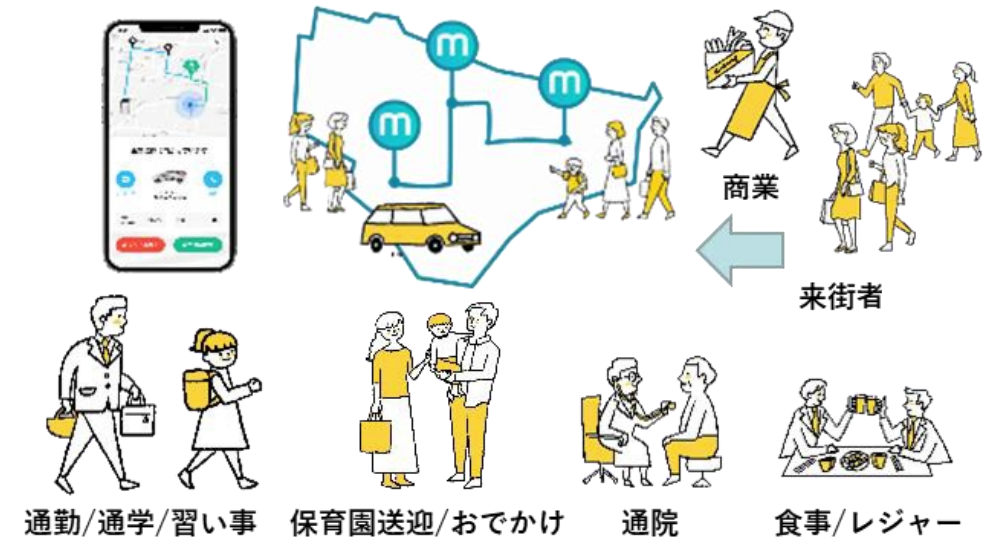
- 日吉・綱島エリアは東急東横線と東急バスが運行しており、近年新駅として新綱島駅も開業したことで、**交通の結節点としての重要性がますます向上**している。また、港北区は人口も増加しており、慶応義塾大学もキャンパスを構え、**多様なあふれる特色豊かなまち**である。
- 一方、日吉駅や綱島駅の周辺は幅員が狭い道路が多く、バスが進入できる箇所が限定されたり、地形的にも勾配が大きいエリアが存在するため、**徒歩や自転車での移動は容易ではない**。
- バス路線は充実しているものの、面でカバーし切れていない空白地域も一部存在しており、**生活圏内においてバスを補完するような新しい移動手段が必要**と考える。
- さらに本エリアは横浜市平均と比べて生産人口の比率が高く、20～30代の学生や子育て世代の比率が高いが、**マイカーを持たず自由な移動が制限されている方々への移動支援も課題**となっている。



上記背景に対して、地域のステークホルダを巻き込みながら、人々が快適で暮らしやすい交通サービスを構築し、本エリアで実現したベストプラクティスを他地域でも横展開を目指す

1.実証概要

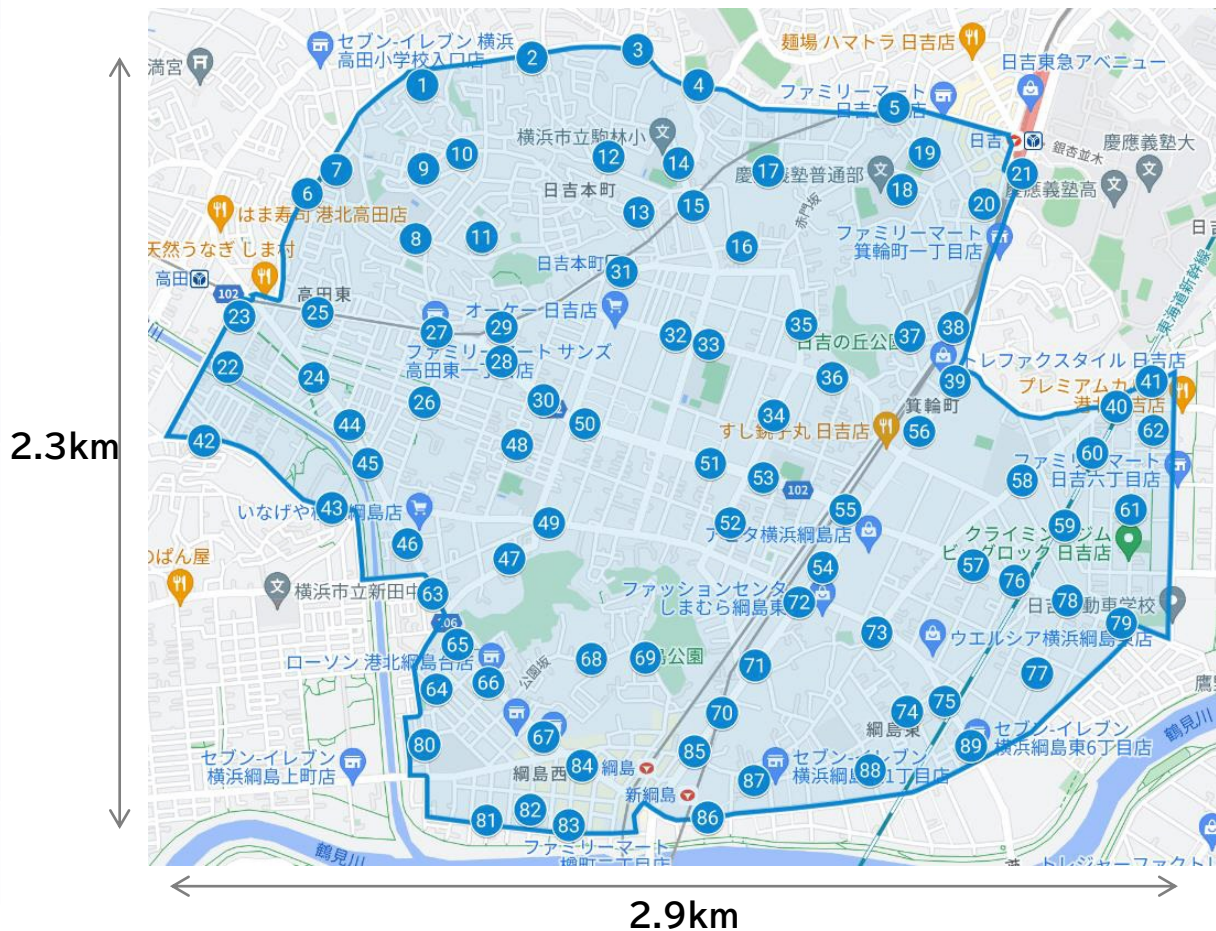
項目	内容
主な想定利用者	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代(ベビーカーや自転車等で移動される親子) 高齢者(買い物や公共施設への移動) 学生(通学や習い事の移動) 来街者(駅⇄エリア内施設の移動)
実証ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 地域における移動総量の底上げ 既存交通モードとの使い分け、オンデマンド交通利用による行動変容調査 事業継続性 協同する事業者における広報等による需要の喚起、相互送客による利用促進のほか、一般利用者の拡大を進めながら、法人利用者の獲得や自社運行している法人もターゲットにし、運賃収入を増加させる。また、運賃収入とあわせて非運賃収入としてラッピング広告や車内広告による収益増も図る
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 移動手段の選択肢が増えることで地域住民のQOL向上 移動総量の底上げによる地域経済の活性化



1.実証概要

項目	実施内容
運行事業者	東急バス株式会社
運行方式	道路運送法上第21条 区域運行
実証期間	令和6年6月～令和7年5月の1年間を予定
運行車両	11人乗り以上(例:ハイエスコミュータ)
運行台数	2台(常用1台、予備1台)
エリア・乗降場所	綱島駅・日吉駅 商業施設・主要ランドマーク等 既存停留所 ※右図の番号が乗降場所候補
運行時間	9:30頃～16:30頃
利用方法	アプリおよび電話予約

運行エリア



1.運行エリアにおけるバス路線

2.3km



2.9km

※関係各所と調整中の内容を含むため、今後内容が変更する場合があります 5

2.運賃・支払方法

■運賃設定表

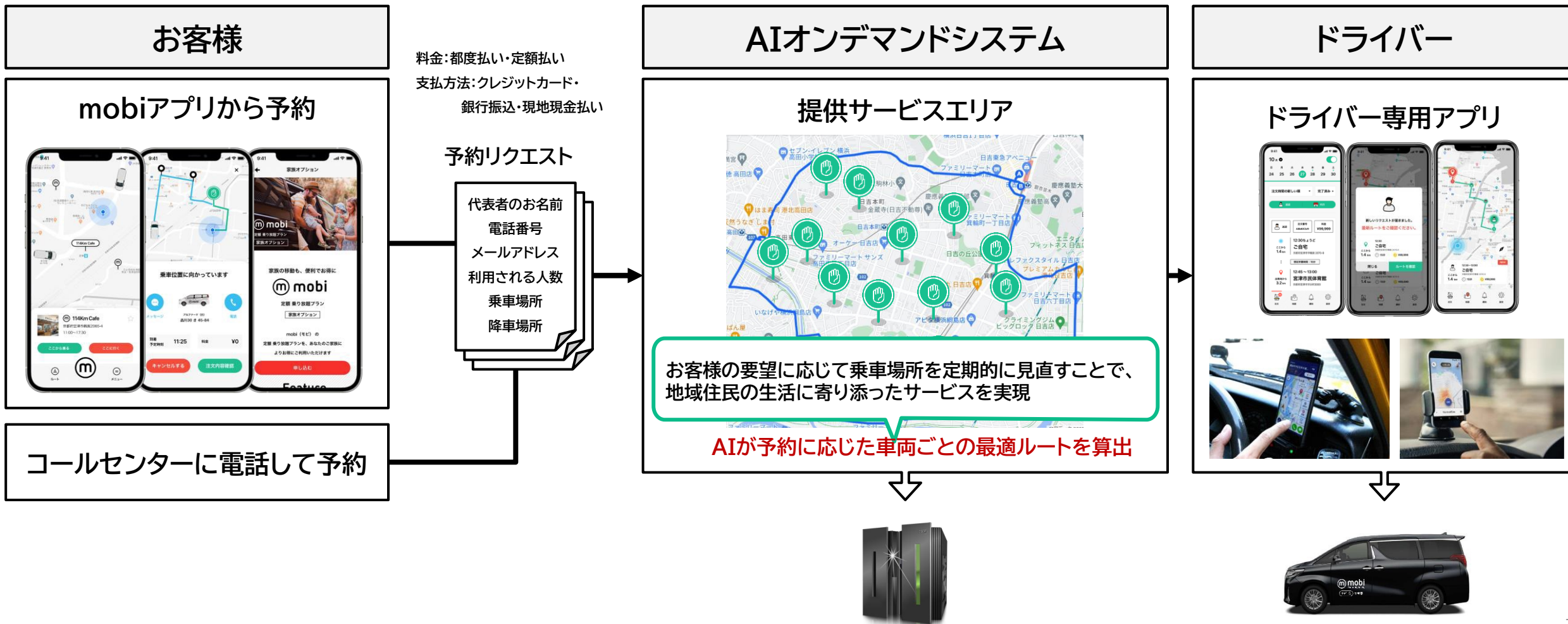
運賃及び料金の種類		運賃及び料金の額	
普通運賃	片道	大人	500円
		小児	大人普通旅客運賃の半額
		幼児	同伴者1名につき2名まで無料 3人目から大人普通旅客運賃の半額

■支払方法

	普通運賃
支払方法	交通系ICカード クレジットカード その他非接触決済
支払い タイミング	降車時

3.AIオンデマンドサービス全体像

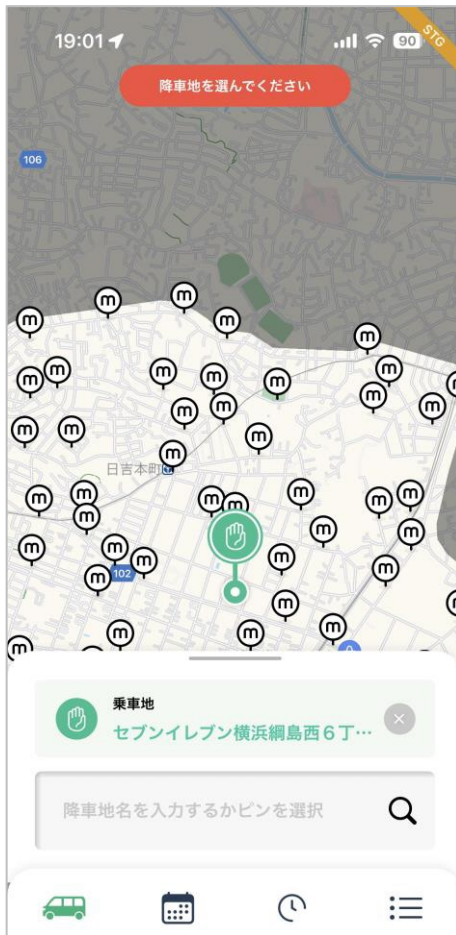
- 徒歩・自転車・マイカーのちょい乗りに代わる、新しい移動サービス
- お客様の乗車要望に対して、AIでルーティングを実施。移動ニーズとドライバーをマッチングする仕組み



4.アプリ概要(予約完了まで)

- お客様が乗降場所を指定して予約が成立するまで、4つのStepで完結

Step1.乗降地指定



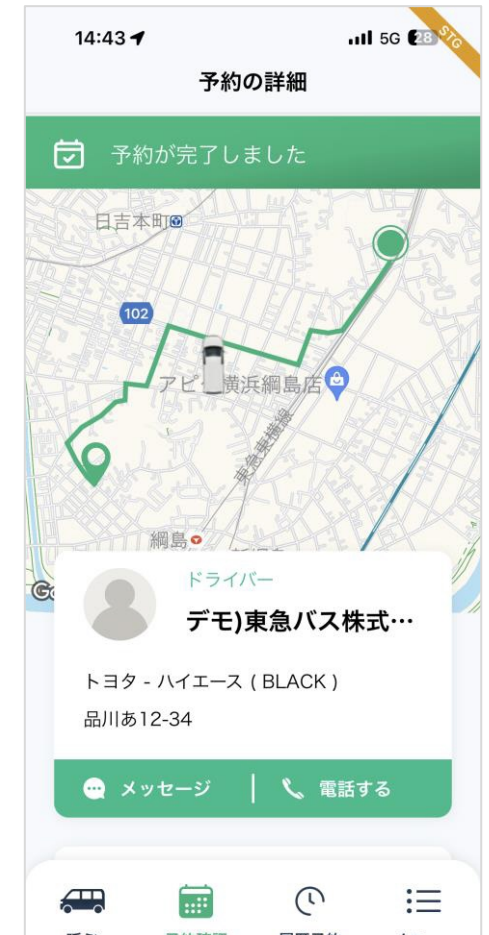
Step2.人数選択



Step3.確認画面




Step4.予約完了



4.アプリ全体像(乗降場所)

- アプリ内で仮想の乗降場所を設定
- 原則、目印となるような看板は設けておらず、アプリで確認する



 左記アイコンが
仮想乗降場所



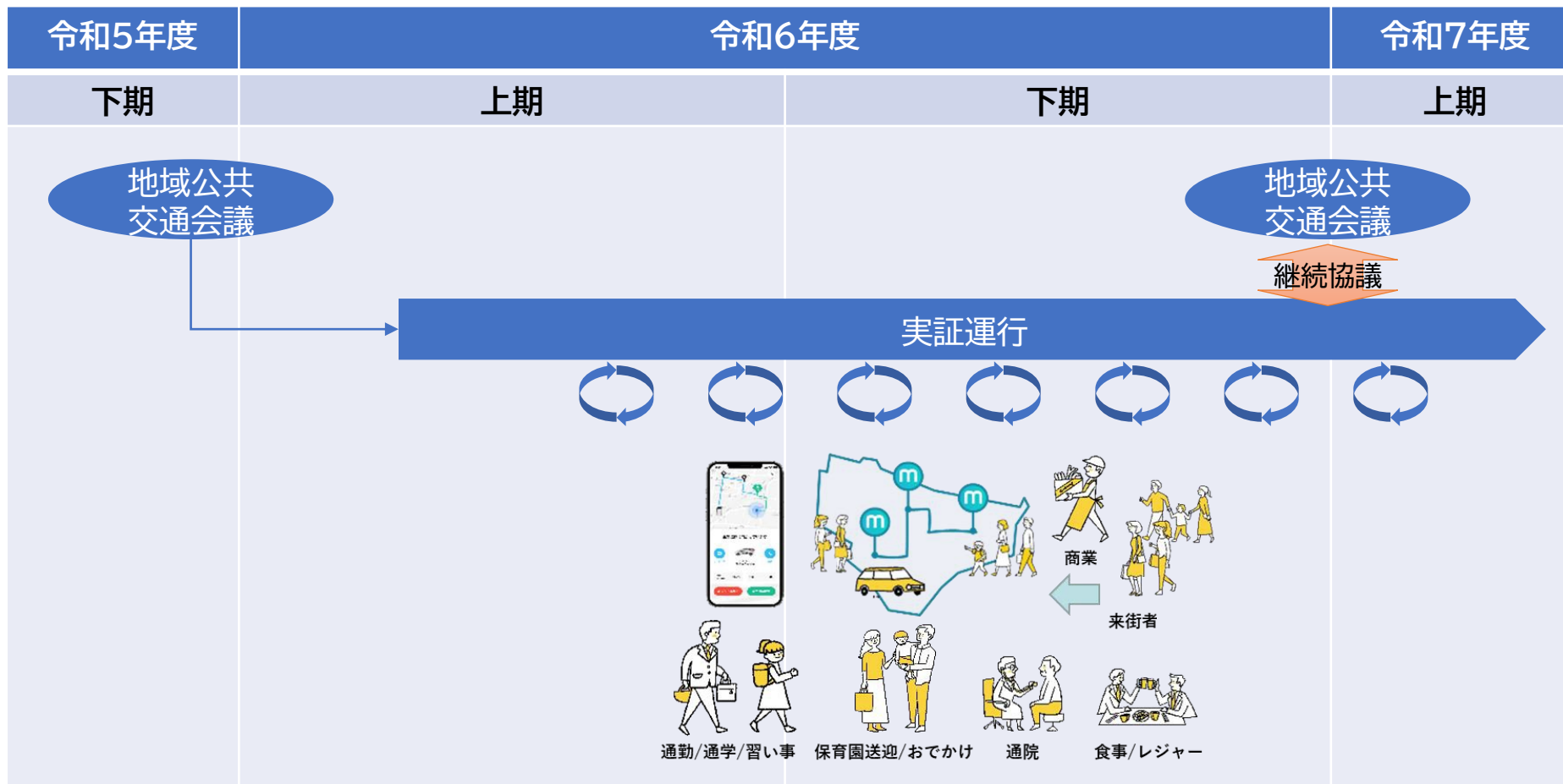
アイコンをタップし
乗降場所を指定



予約完了後ドライバーと
連絡が可能

5.将来展望

- 令和6年度に運行実証を行うなかで、パートナーとともに共創事業を実施
- 実証運行中も利用者からフィードバックをいただきつつ、サービスの最適化(乗降場所最適化、機能追加等)を図りながら翌年度以降の継続を模索し、本格運行を志向していきたい



【参考】共創モデル実証運行事業

- 本事業は、国土交通省の「令和5年度 共創モデル実証運行事業」に選定される

1. 共創モデル実証運行事業

< 特設ウェブサイトでは、第1弾(令和4年度事業)の取組み事例を紹介しています >

交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む実証事業

※「官民共創」、「交通事業者間共創」、「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」

【補助対象事業者】 交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等
(「共創プラットフォーム」)

【補助対象経費】 ・事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
・事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
・実証運行に要する経費

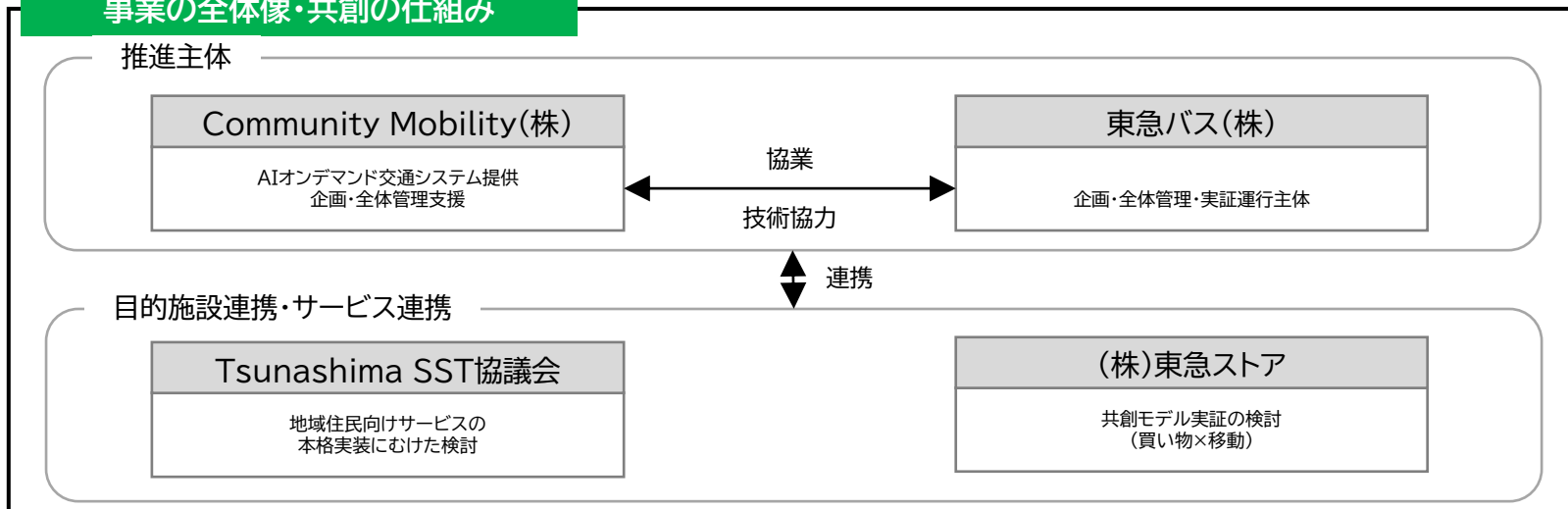
【補助率・上限額】 補助対象経費の2/3 (上限1億円)
※実証運行など、交通サービスの運行を伴う事業であることが必要です。
(次年度に実証運行を予定する事業についても対象とします。)

プロジェクトイメージ (他分野共創の例)



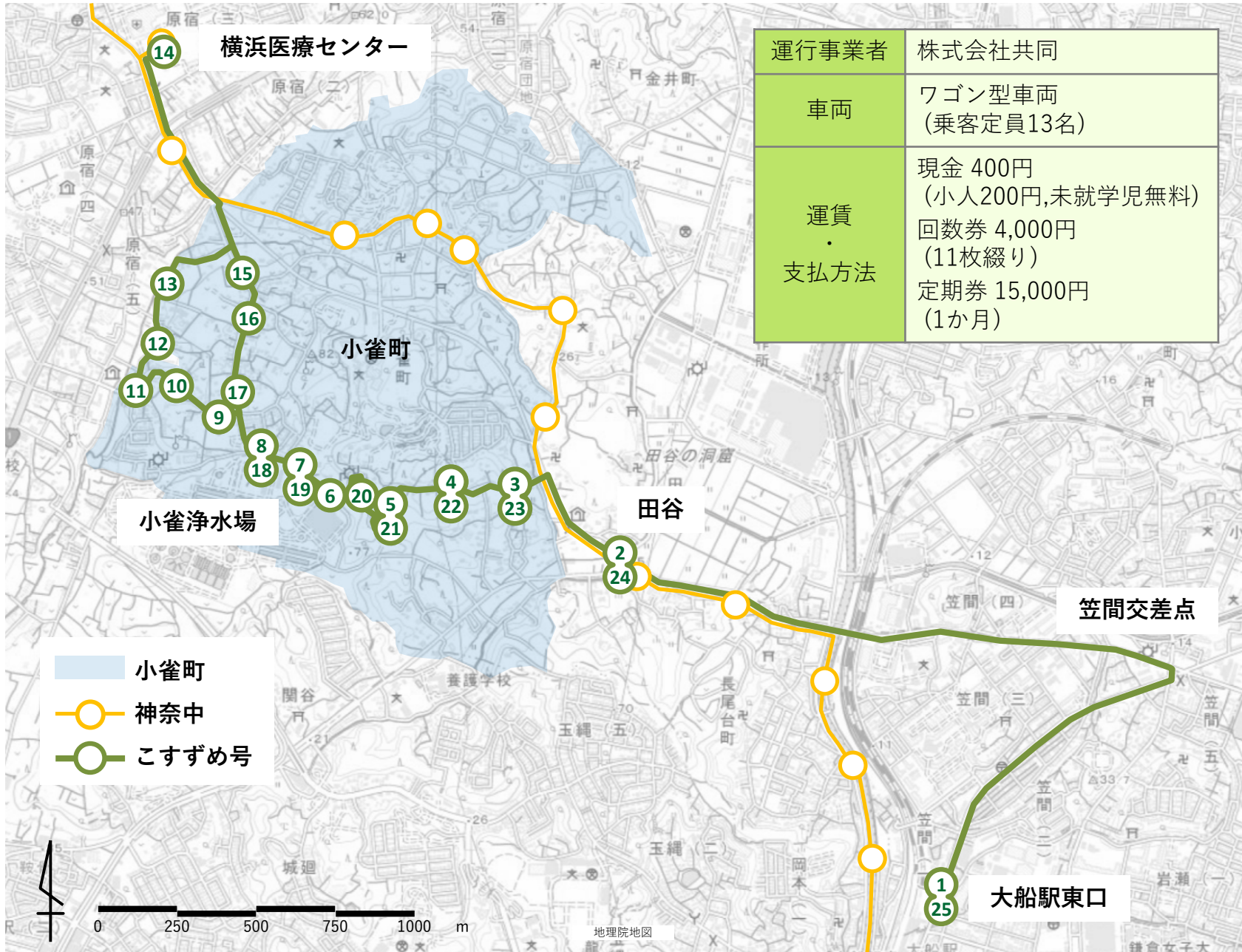
事業に関与 自治体・金融機関
立ち上げ支援 共創モデル実証プロジェクト

事業の全体像・共創の仕組み

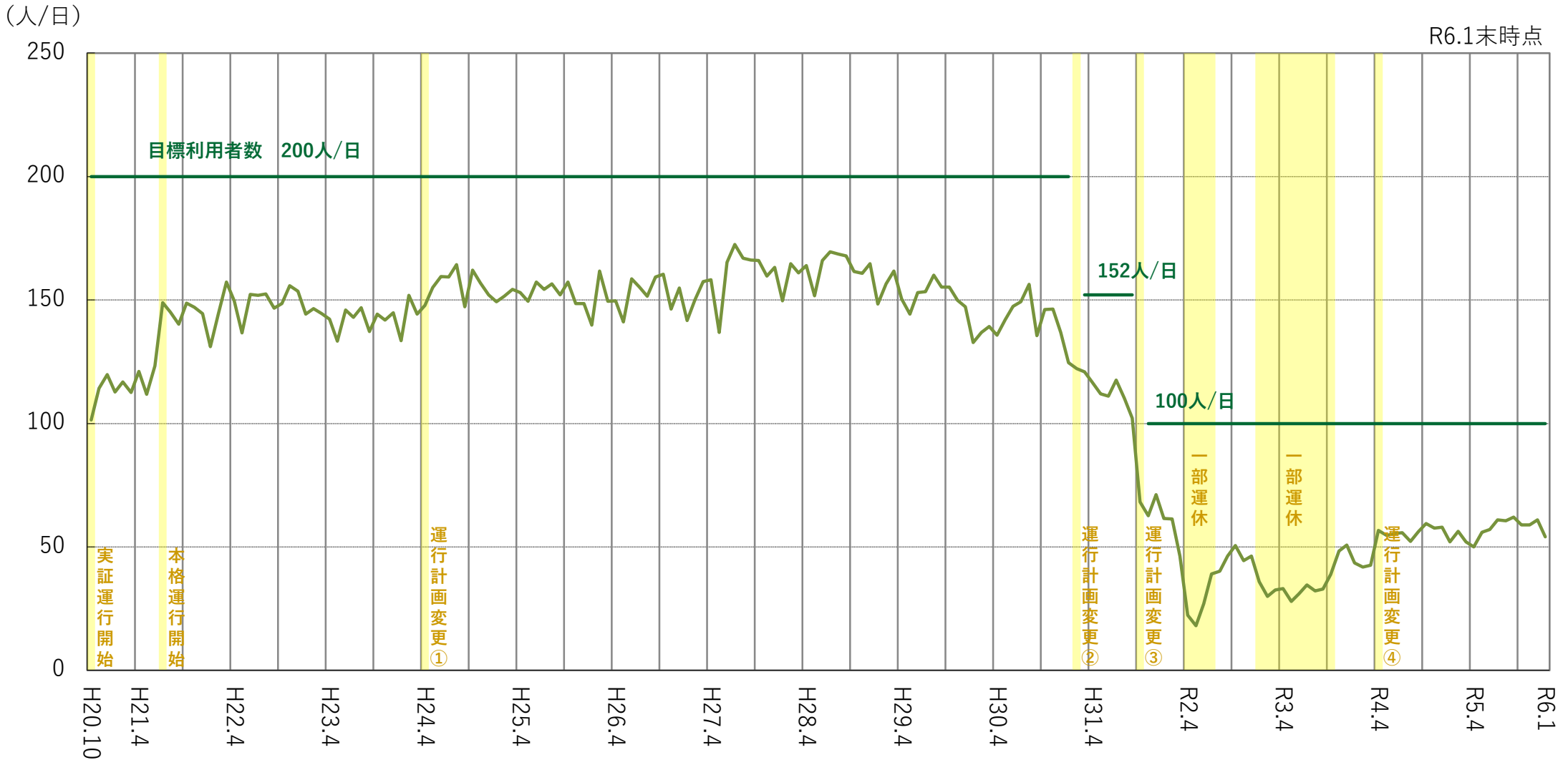


1. こすずめ号の概要について

○運行計画



○運行計画の変更と利用者数の推移



< 運行計画変更 >

- ① 朝2台体制による増便
- ② 朝1台体制等による減便、最終バスの繰上げ、日曜日・祝日運休
- ③ 全日1台体制等による減便、運行時間帯の短縮、土日休日運休
- ④ 最終バスの19時台繰下げ（15時台運休）、昼時間帯の横浜医療センター延伸

報告(1) 小雀地区乗合バス「こすずめ号」の運行計画の変更について

○運行ダイヤ (ダイヤ改正前)

令和4年4月1日改正

		停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	停留所名			
横浜医療センターへの行き	大船駅からの帰り	① 大船駅東口・発	-	7:08	7:53	9:13	10:23	11:33	12:43	13:53	16:22	17:09	18:30	19:17	大船駅東口・発	①	大船駅からの帰り	横浜医療センターへの行き
		② 田谷 (乗車専用)	-	7:18	8:03	9:23	10:33	11:43	12:53	14:03	16:35	17:22	18:43	19:30	田谷 (乗車専用)	②		
		③ 仲ノ谷下	-	7:19	8:04	9:24	10:34	11:44	12:54	14:04	16:36	17:23	18:44	19:31	仲ノ谷下	③		
		④ 仲ノ谷上	-	7:20	8:05	9:25	10:35	11:45	12:55	14:05	16:37	17:24	18:45	19:32	仲ノ谷上	④		
		⑤ 七曲下	-	7:21	8:06	9:26	10:36	11:46	12:56	14:06	16:38	17:25	18:46	19:33	七曲下	⑤		
		⑥ 小雀公園入口	-	7:22	8:07	9:27	10:37	11:47	12:57	14:07	16:39	17:26	18:47	19:34	小雀公園入口	⑥		
		⑦ テニスコート前	-	7:22	8:07	9:27	10:37	11:47	12:57	14:07	16:39	17:26	18:47	19:34	テニスコート前	⑦		
		⑧ 小雀浄水場前	6:43	7:23	8:08	9:28	10:38	11:48	12:58	14:08	16:40	17:27	18:48	19:35	小雀浄水場前	⑧		
	(循環区間)	⑨ 辻	6:43	7:23	8:08	9:28	10:38	11:48	12:58	14:08	16:40	17:27	18:48	19:35	辻	⑨	(循環区間)	横浜医療センターへの行き
		⑩ 中原	6:44	7:24	8:09	9:29	10:39	11:49	12:59	14:09	16:41	17:28	18:49	19:36	中原	⑩		
		⑪ 大清水入口	6:45	7:25	8:10	9:30	10:40	11:50	13:00	14:10	16:42	17:29	18:50	19:37	大清水入口	⑪		
		⑫ 原宿団地南	6:45	7:25	8:10	9:30	10:40	11:50	13:00	14:10	16:42	17:29	18:50	19:37	原宿団地南	⑫		
		⑬ 原宿団地北	6:46	7:26	8:11	9:31	10:41	11:51	13:01	14:11	16:43	17:30	18:51	19:38	原宿団地北	⑬		
		⑭ 横浜医療センター				9:36	10:46	11:56	13:06	14:16					横浜医療センター	⑭		
横浜医療センターからの帰り	大船駅への行き	⑮ 賽の神	6:47	7:27	8:12	9:41	10:51	12:01	13:11	14:21	16:44	17:31	18:52	19:39	賽の神	⑮	大船駅への行き	横浜医療センターからの帰り
		⑯ 山谷上	6:47	7:27	8:12	9:42	10:52	12:02	13:12	14:22	16:44	17:31	18:52	19:39	山谷上	⑯		
		⑰ 山谷下	6:48	7:28	8:13	9:43	10:53	12:03	13:13	14:23	16:45	17:32	18:53	19:40	山谷下	⑰		
		⑱ 小雀浄水場前	6:49	7:29	8:14	9:44	10:54	12:04	13:14	14:24	16:46	17:33	18:54	19:41	小雀浄水場前	⑱		
		⑲ テニスコート前	6:50	7:30	8:15	9:45	10:55	12:05	13:15	14:25	16:47	17:34	18:55	19:42	テニスコート前	⑲		
		⑳ 七曲上	6:51	7:31	8:16	9:46	10:56	12:06	13:16	14:26	16:48	17:35	18:56	19:43	七曲上	⑳		
		㉑ 七曲下	6:52	7:32	8:17	9:47	10:57	12:07	13:17	14:27	16:49	17:36	18:57	19:44	七曲下	㉑		
	大船駅からの帰り	㉒ 仲ノ谷上	6:53	7:33	8:18	9:48	10:58	12:08	13:18	14:28	16:50	17:37	18:58	19:45	仲ノ谷上	㉒	大船駅からの帰り	横浜医療センターからの帰り
		㉓ 仲ノ谷下	6:54	7:34	8:19	9:49	10:59	12:09	13:19	14:29	16:51	17:38	18:59	19:46	仲ノ谷下	㉓		
		㉔ 田谷 (降車専用)	6:55	7:35	8:20	9:50	11:00	12:10	13:20	-	16:52	17:39	19:00	19:47	田谷 (降車専用)	㉔		
		㉕ 大船駅東口・着	7:07	7:49	8:33	10:03	11:13	12:23	13:33	-	17:05	17:52	19:13	20:00	大船駅東口・着	㉕		

2. 運行計画の変更について

○変更の理由

こすずめ号運転士の労働時間等を改善基準告示の定める基準以内に削減するため。

令和4年12月23日改正、令和6年4月1日適用
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」
(令和4年厚生労働省告示第367号)

<こすずめ号運転士の人員体制>
専属の運転士1名が運行 + (一部の日にち・時間帯のみ)貸切バス運転士が代理で運行



改善基準告示の適用により、**こすずめ号の運行ダイヤが基準を超過**

現在の人員体制で労働時間等を基準以内に抑えることができない

運転士の担い手不足により新たな人材確保ができない

○変更の理由

こすずめ号運転士の労働時間等と改善基準告示（ダイヤ改正前）

		ダイヤ改正前	改善基準告示の定める基準
運転時間※1	2日平均	約9時間40分(/日)	9時間(/日)以内
	4週平均※2	約38時間40分(/週)	40時間(/週)以内
連続運転時間※1		最大約2時間	4時間以内
運転の中断※3		合計約2時間40分	1回連続10分以上、合計30分以上
休憩時間※1		約1時間30分	—
拘束時間※1	1日	約13時間50分	13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回までが目安）
	1年※2※4	約2,712時間30分	3,300時間以内
	1か月※2※4	約226時間	281時間以内
	4週平均※2	約55時間10分(/週)	65時間(/週)以内

【試算条件】

※1) 回送時間は[営業所～仲ノ谷下]…5分、[営業所～浄水場]…10分、[営業所～大船駅]…20分とする。

※2) 週4日フルタイム勤務とする。

※3) 10分以上の運行間隔を計上する。ただし、休憩時間を除く。

※4) 年間平日数は246日とする。

○運行ダイヤ（ダイヤ改正後）

令和6年4月1日改正予定

		停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便		停留所名		
横浜医療センターへの行き	大船駅からの帰り	① 大船駅東口・発	-	7:08	7:53	9:13	10:23	11:33	12:43	13:53	16:22	17:12	17:56	-	大船駅東口・発	①	大船駅からの帰り
		② 田谷（乗車専用）	-	7:18	8:03	9:23	10:33	11:43	12:53	14:03	16:32	17:22	18:06	-	田谷（乗車専用）	②	
		③ 仲ノ谷下	-	7:19	8:04	9:24	10:34	11:44	12:54	14:04	16:33	17:23	18:07	-	仲ノ谷下	③	
		④ 仲ノ谷上	-	7:20	8:05	9:25	10:35	11:45	12:55	14:05	16:34	17:24	18:08	-	仲ノ谷上	④	
		⑤ 七曲下	-	7:21	8:06	9:26	10:36	11:46	12:56	14:06	16:35	17:25	18:09	-	七曲下	⑤	
		⑥ 小雀公園入口	-	7:22	8:07	9:27	10:37	11:47	12:57	14:07	16:36	17:26	18:10	-	小雀公園入口	⑥	
		⑦ テニスコート前	-	7:22	8:07	9:27	10:37	11:47	12:57	14:07	16:36	17:26	18:10	-	テニスコート前	⑦	
		⑧ 小雀浄水場前	6:43	7:23	8:08	9:28	10:38	11:48	12:58	14:08	16:37	17:27	18:11	-	小雀浄水場前	⑧	
	（循環区間）	⑨ 辻	6:43	7:23	8:08	9:28	10:38	11:48	12:58	14:08	16:37	17:27	18:11	-	辻	⑨	（循環区間）
		⑩ 中原	6:44	7:24	8:09	9:29	10:39	11:49	12:59	14:09	16:38	17:28	18:12	-	中原	⑩	
		⑪ 大清水入口	6:45	7:25	8:10	9:30	10:40	11:50	13:00	14:10	16:39	17:29	18:13	-	大清水入口	⑪	
		⑫ 原宿団地南	6:45	7:25	8:10	9:30	10:40	11:50	13:00	14:10	16:39	17:29	18:13	-	原宿団地南	⑫	
		⑬ 原宿団地北	6:46	7:26	8:11	9:31	10:41	11:51	13:01	14:11	16:40	17:30	18:14	-	原宿団地北	⑬	
		⑭ 横浜医療センター				9:36	10:46	11:56	13:06	14:16				-	横浜医療センター	⑭	
横浜医療センターからの帰り	大船駅への行き	⑮ 賽の神	6:47	7:27	8:12	9:39	10:49	11:59	13:09	14:19	16:41	17:31	18:15	-	賽の神	⑮	横浜医療センターからの帰り
		⑯ 山谷上	6:47	7:27	8:12	9:39	10:49	11:59	13:09	14:19	16:41	17:31	18:15	-	山谷上	⑯	
		⑰ 山谷下	6:48	7:28	8:13	9:40	10:50	12:00	13:10	14:20	16:42	17:32	18:16	-	山谷下	⑰	
		⑱ 小雀浄水場前	6:49	7:29	8:14	9:41	10:51	12:01	13:11	-	16:43	17:33	-	-	小雀浄水場前	⑱	
		⑲ テニスコート前	6:49	7:29	8:14	9:41	10:51	12:01	13:11	-	16:43	17:33	-	-	テニスコート前	⑲	
		⑳ 七曲上	6:50	7:30	8:15	9:42	10:52	12:02	13:12	-	16:44	17:34	-	-	七曲上	⑳	
		㉑ 七曲下	6:51	7:31	8:16	9:43	10:53	12:03	13:13	-	16:45	17:35	-	-	七曲下	㉑	
	㉒ 仲ノ谷上	6:52	7:32	8:17	9:44	10:54	12:04	13:14	-	16:46	17:36	-	-	仲ノ谷上	㉒		
	㉓ 仲ノ谷下	6:53	7:33	8:18	9:45	10:55	12:05	13:15	-	16:47	17:37	-	-	仲ノ谷下	㉓		
	㉔ 田谷（降車専用）	6:54	7:34	8:19	9:46	10:56	12:06	13:16	-	16:48	17:38	-	-	田谷（降車専用）	㉔		
	㉕ 大船駅東口・着	7:07	7:49	8:33	9:59	11:09	12:19	13:29	-	17:01	17:51	-	-	大船駅東口・着	㉕		

8便…一部区間の廃止

【効果】
 運転時間の減、休憩時間の増

【利用者への影響】
 利用者数が少ない区間のため、影響は小さい

11便…発車時刻の繰り上げ、一部区間の廃止

【効果】
 運転時間・拘束時間の減

【利用者への影響】
 利用者数が少ない区間のため、影響は小さい

12便…便の廃止

【効果】
 運転時間・拘束時間の減

【利用者への影響】
 利用者数が少ない区間のため、影響は小さい

※その他、運行ダイヤが数分変更になる箇所があります。

○ダイヤ改正の効果

こすずめ号運転士の労働時間等と改善基準告示（ダイヤ改正後）

		ダイヤ改正前	ダイヤ改正後	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
運転時間※1	2日平均	約9時間40分(/日)	約8時間10分(/日)	9時間(/日)以内
	4週平均※2	約38時間40分(/週)	約32時間20分(/週)	40時間(/週)以内
連続運転時間※1		最大約2時間	最大約2時間20分	4時間以内
運転の中断※3		合計約2時間40分	合計約2時間20分	1回連続10分以上、合計30分以上
休憩時間※1		約1時間30分	約1時間30分	—
拘束時間※1	1日	約13時間50分	約11時間50分	13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回までが目安）
	1年※2※4	約2,712時間30分	約2,338時間40分	3,300時間以内
	1か月※2※4	約226時間	約194時間50分	281時間以内
	4週平均※2	約55時間10分(/週)	約47時間30分(/週)	65時間(/週)以内

【試算条件】

※1) 回送時間は[営業所～山谷下]…10分、[営業所～浄水場]…10分、[営業所～大船駅]…20分とする。

※2) 週4日フルタイム勤務とする。

※3) 10分以上の運行間隔を計上する。ただし、休憩時間を除く。

※4) 年間平日数は246日とする。

○ダイヤ改正による利用者への影響

- ・12便の廃止による影響

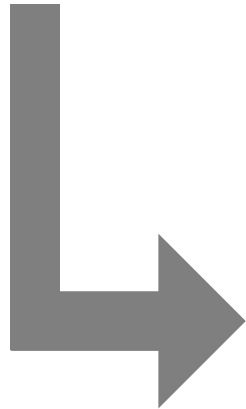
1日あたりの便別利用者数（令和5年）

単位：人

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	合計
利用者数	5.0	5.3	6.9	7.3	4.7	5.2	4.9	3.0	3.6	5.3	3.0	3.0	57.1

- ・8便&11便の運行区間の短縮による影響

令和5年7月18日～7月31日にバス停別便別乗降者数の集計を実施



結果

< 8便「⑱小雀浄水場前」～「㉓仲ノ谷下」の乗降者数 >
全バス停で乗降0人

< 11便「⑱小雀浄水場前」～「㉕大船駅東口」の乗降者数 >
乗車…「㉒仲ノ谷上」 1人
降車…「⑱小雀浄水場前」 1人
「㉕大船駅東口」 4人



3. まとめ

令和4年12月23日に改正された**改善基準告示**が**令和6年4月1日から適用される**ことにより、
 現行ダイヤでは改善基準告示の定める**運転時間および拘束時間を超過する**ため、
 下記の通り**令和6年4月1日にダイヤ改正を実施する**。

令和6年4月1日改正予定

便	8便	11便	12便
改正内容	一部区間の廃止	発車時刻の繰り上げ	便の廃止
効果	運転時間の減 休憩時間の増	運転時間の減 拘束時間の減	
利用者への影響		利用者数が少ない区間のため、影響は小さい	

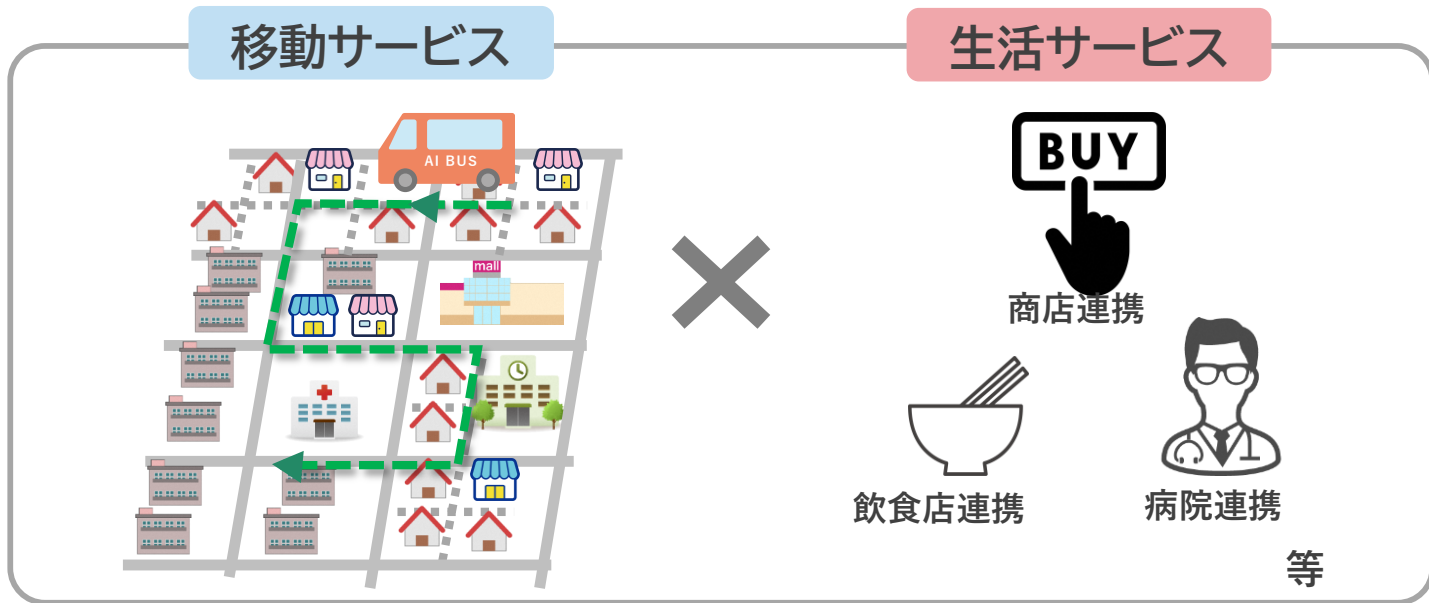
旭区旭北地区オンデマンド実証実験

2024年3月26日

横浜市都市整備局都市交通課

- 1 実証実験の目的
- 2 旭北地区の特徴
- 3 実証実験(案)
- 4 スケジュール(案)

1. 実証実験の目的(検討を進めている移動サービス像)



健康増進

地域経済活性化

新たな財源確保

移動総量の増加

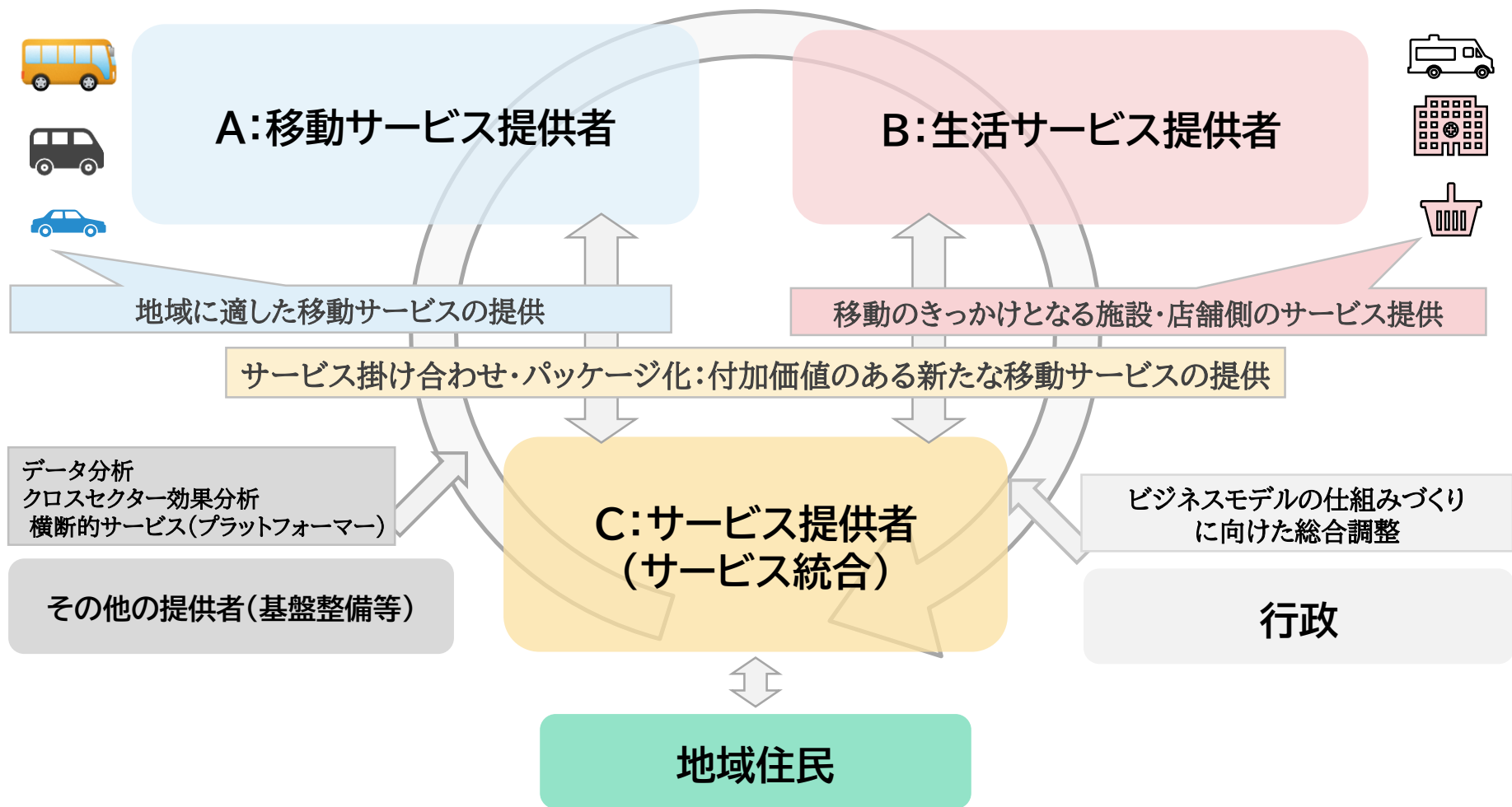
コミュニティの活性化

公共交通の利用促進

環境負荷低減

まちの魅力・価値の向上を目指す

1. 実証実験の目的(目指すべきビジネスモデルに係る連携のイメージ)



移動サービスと生活サービスの
掛け合わせによる新たな価値の提供

1. 実証実験の目的(参考)

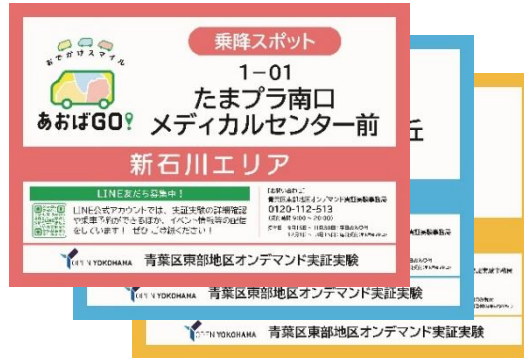
先行する取り組み

- 場所:青葉区東部地区(新石川地区、美しが丘地区、あざみ野地区周辺)
- 地域の課題:傾斜が厳しい、子育て世代が多い
- 概要:駅周辺の傾斜が厳しい地域において、短距離の移動支援のためのデマンド交通の実証実験を実施。官民連携の体制で実施し、周辺の施設と連携し、連携施設の利用者に1回分のデマンド交通の運賃が無料となる交通チケットの導入を検証。

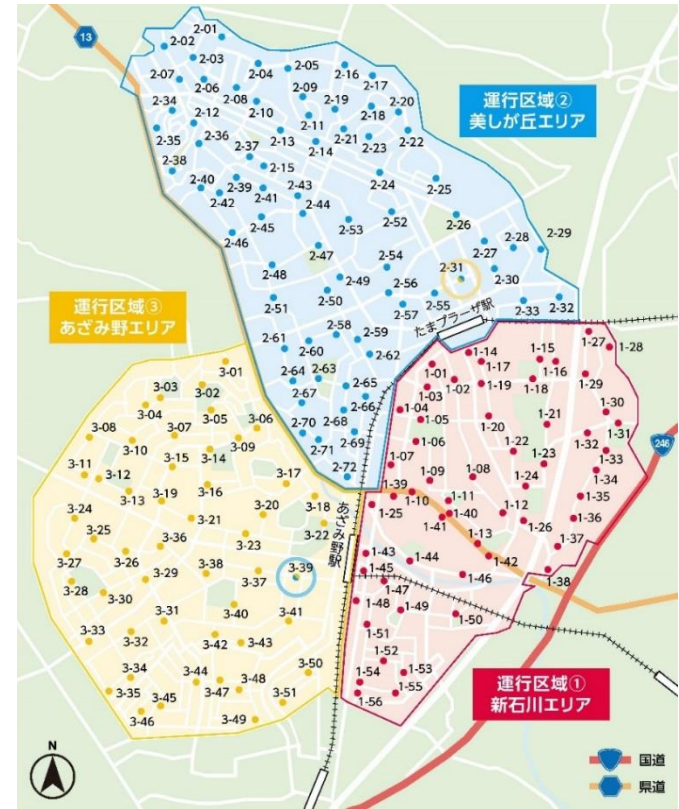
活用した車両



乗降スポットの看板



対象エリア・乗降スポット・連携施設



交通チケットの配布



連携する施設での買物・通院などのサービスをご利用の方々には、デマンド型乗合交通の1回分の運賃が無料になります！

連携施設



施設の利用・買物
レシート提示
交通チケット配布

参加者



交通サービスの
利用

交通サービス

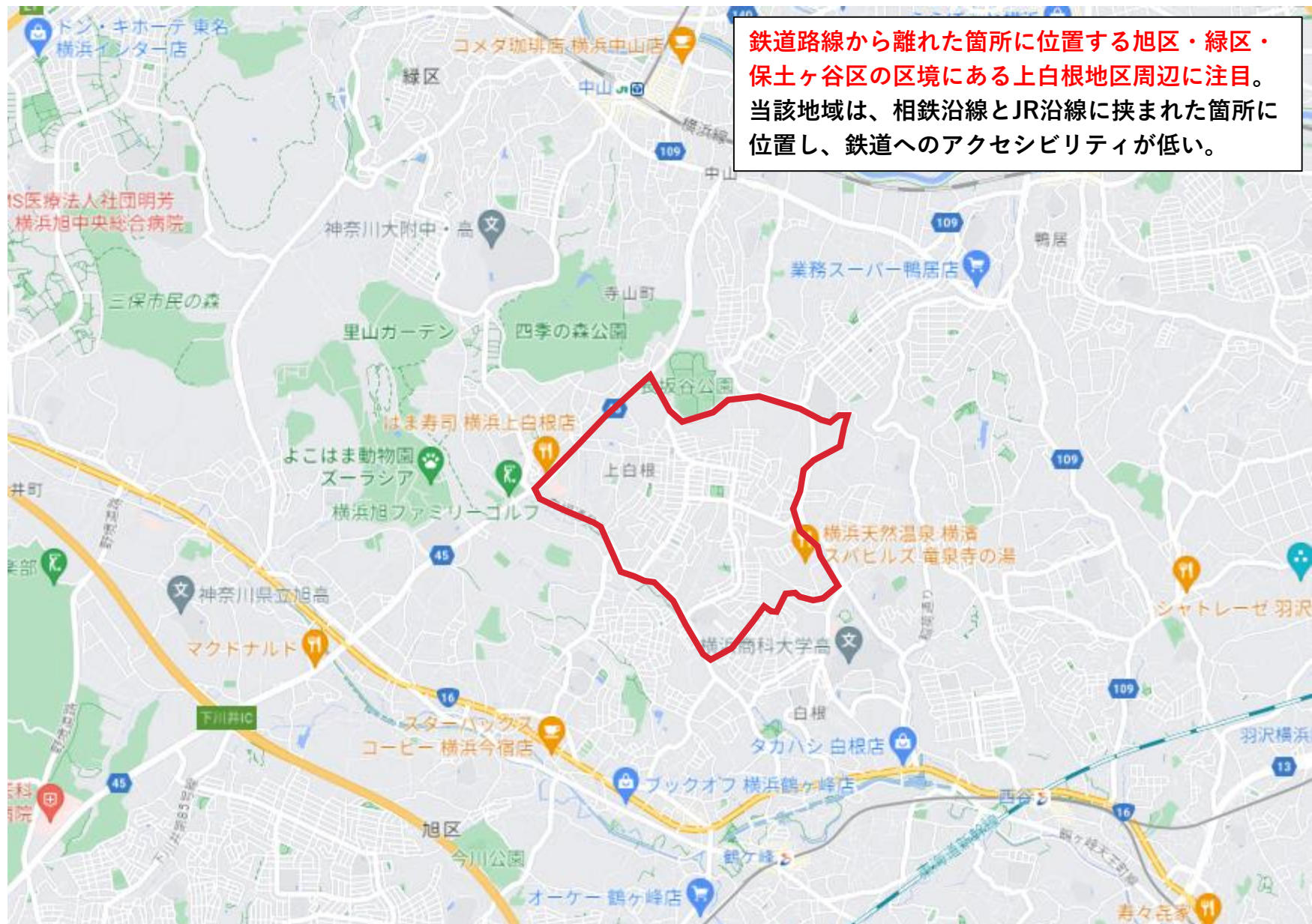


現在の利用状況 (1月末時点)

項目	新石川	美しが丘	あざみ野	3地区合計
総利用者数	3,841人	2,845人	1,469人	8,155人
日平均利用者数 (1月)	44.7人	37.8人	17.6人	100.1人

- 上記地区は継続して実現化に向けた検討を実施
- 並行して、異なる特徴を持つ他の地域への展開方法の検討が必要

2. 旭区旭北地区の特徴(案内図)



2. 旭区旭北地区の特徴(地域ニーズ)

■第4期旭区地域福祉保健計画(旭北地区)

目標C 和み親しめるまちづくり

<生活の利便性向上>

- ・コミュニティバスの検討
- ・移動スーパーの検討

→地域が提案・交渉し、スーパー・福祉施設との連携により実現したが、利用が少ない場所もあるのでアクセスの課題などを確認中。

■旭区タウンミーティング(令和4年8月)でのご意見

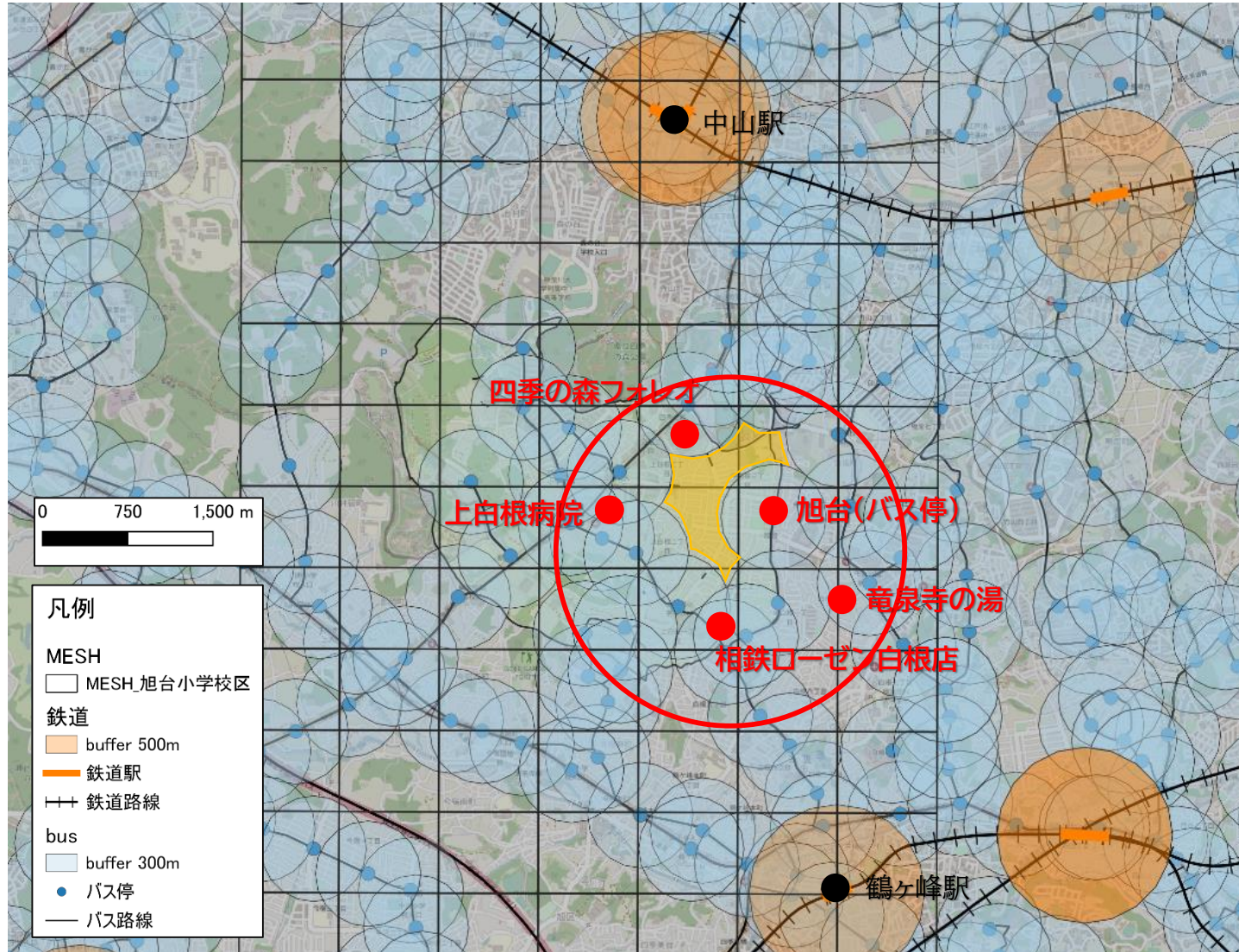
- ・坂道が多いので住宅地内にバス停、路線バス、コミュニティバスを増やしてほしい。
- ・住宅街の中に移動販売や地域循環バスとかあればいい。

■地域へのヒアリング、アンケート結果

- ・坂道の移動が難しいことから外出をあきらめている高齢者がいる
- ・スーパーや病院、公園、温泉施設、駅など、さまざまな目的地へのニーズがある
- ・タクシーを日常利用するには料金の抵抗があり、予約できない時間もある

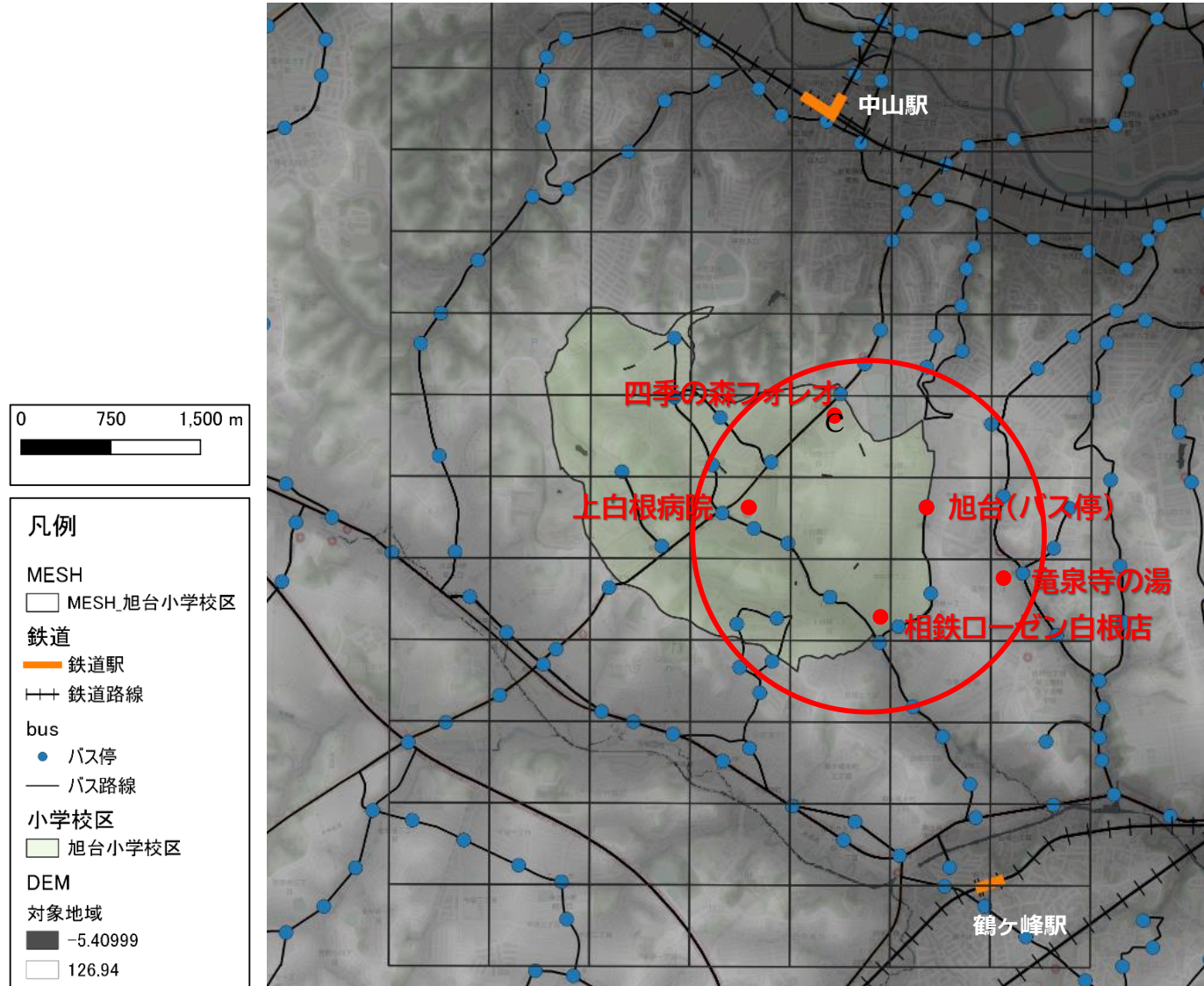
2. 旭区旭北地区の特徴(公共交通へのアクセス)

バスの便数は充実していますが、一部、バス停までのアクセスに不便なエリアがあります。



2. 旭区旭北地区の特徴(地形)

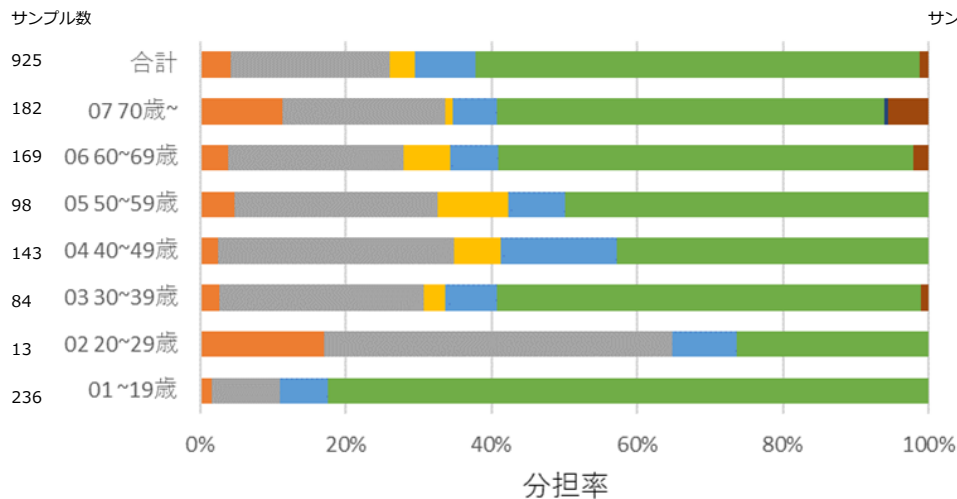
全体的には起伏は大きくありませんが、一部、高低差が大きい箇所がみられます。



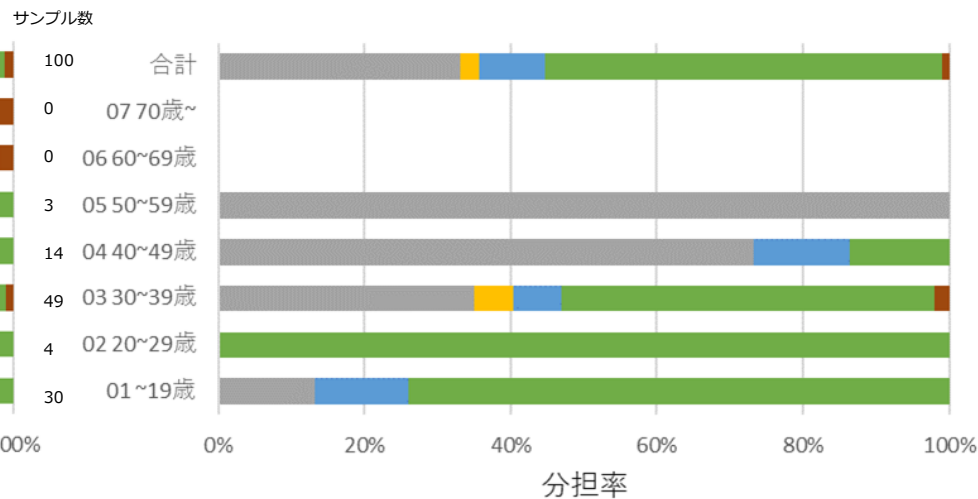
2. 旭区旭北地区の特徴(エリア内移動の代表交通分担率)

- 全体的には**徒歩が半分程度であり(約6割)**、続いて**自動車(約2割)**が多く利用されています。
- **20代・70代ではバスの分担率が比較的高い傾向がみられます。**
- また**20代や幼児のいる世帯では自動車の分担率が高い傾向がみられます。**

■ 年齢別分担率



■ 年齢別分担率 (5歳未満あり世帯)



01_鉄道 02_バス 03_自動車 04_バイク
05_自転車 06_徒歩 07_その他 08_不明

01_鉄道 02_バス 03_自動車 04_バイク
05_自転車 06_徒歩 07_その他 08_不明

2. 旭区旭北地区の特徴(総括・仮説)

■総括

- ① 地域としても移動課題解決のニーズがある
- ② 公共交通へのアクセシビリティに課題がある(特に東西方向への移動に課題がある)
- ③ 主要な拠点となる生活サービス施設が点在しており、アクセシビリティに課題がある

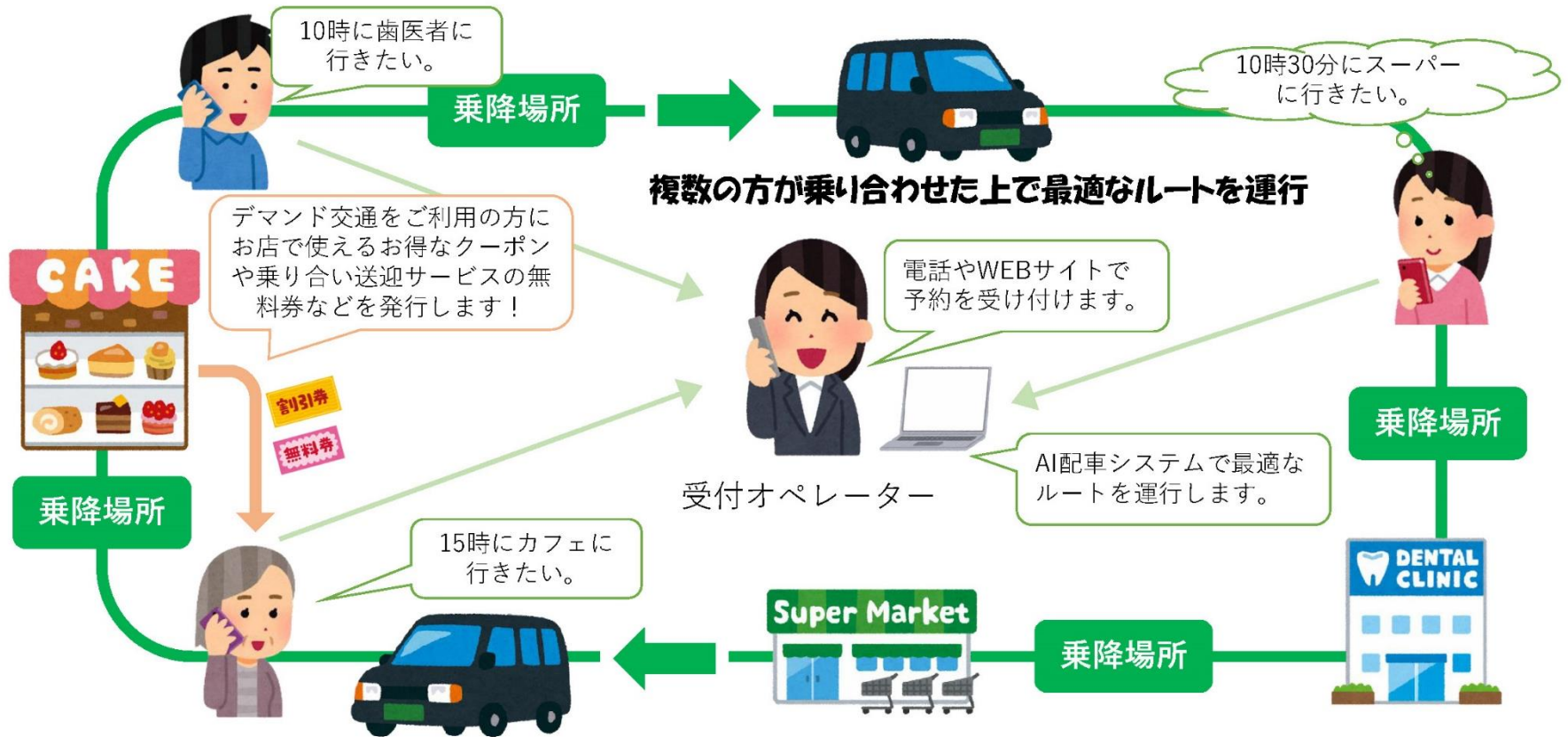
仮説

主な移動手段が徒歩、自動車のエリアであるため、

- 移動手段が徒歩の方は、山坂の移動やバス停までの移動が原因で外出機会の損失につながっている可能性がある
- 自動車利用者は、移動先の駐車場確保が必須だが、必要数が確保できておらず、外出機会の損失につながっている可能性がある。
- 高齢化(免許返納など)により将来的に自動車を手放すにあたり、徒歩移動の可能なエリアに移り住まれる可能性がある

3. 実証実験(案)

■オンデマンド交通



オンデマンド交通 = バスとタクシーの間のサービス
バスよりも短い距離の移動、身近な施設への移動が便利になる

3. 実証実験(案)

■生活×移動サービスの連携方法

連携する施設の利用者に対し「交通チケット」を配布し、オンデマンド交通の利用促進や連携施設への送客効果を検証

交通チケットの発行



事務局にて
作成・発行

送付

交通チケットの設置・配布



地域コミュニティ

複合商業施設

飲食店
(路面店舗)

医療施設

チケット配布



施設利用

利用者



地域住民
(実験参加者)

オンデマンド交通
サービス利用



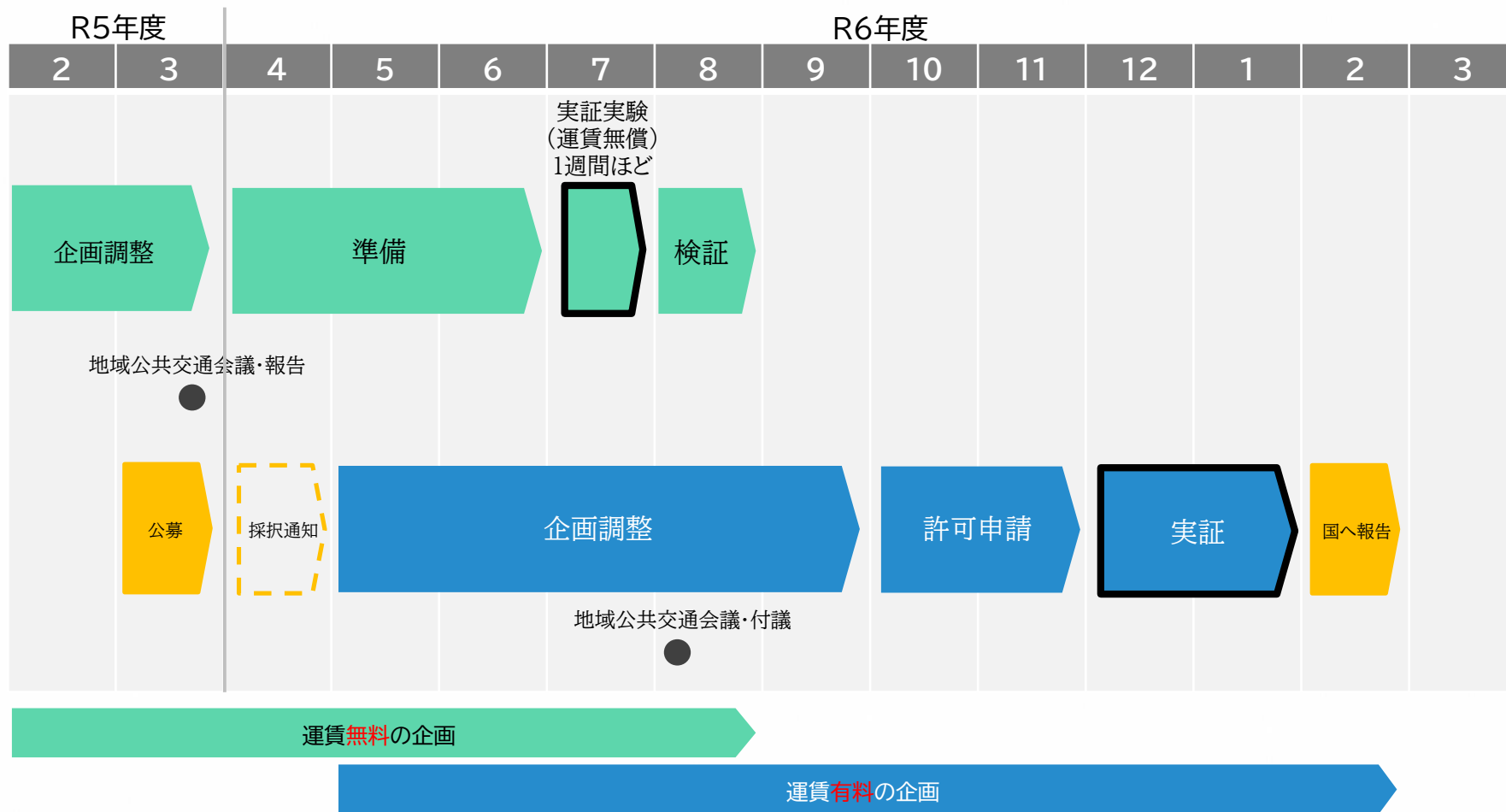
移動サービスの利用



オンデマンド交通にて
料金支払い時に回収

4. スケジュール(案)

※国補助金の採択状況により変更の可能性あり

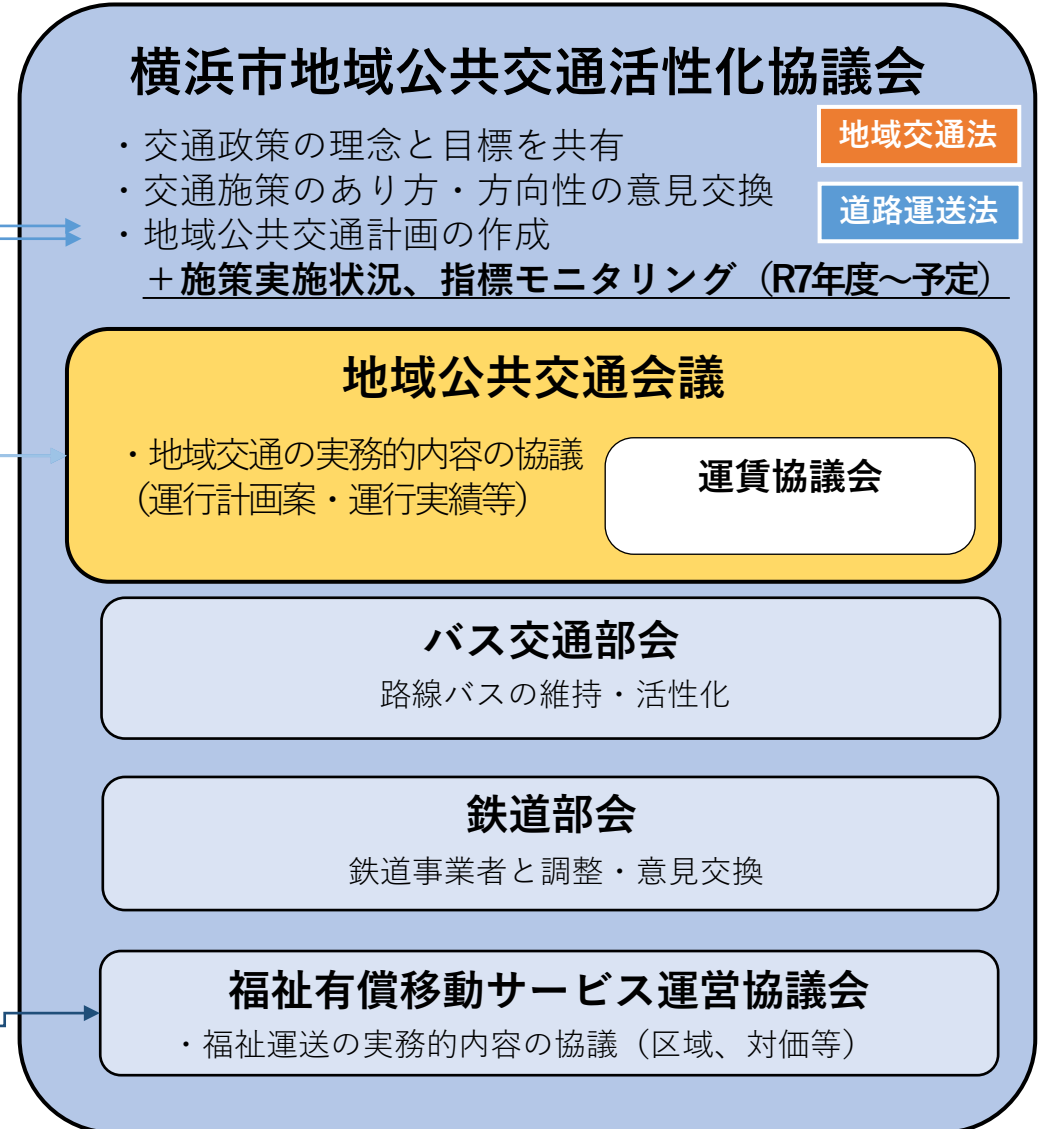
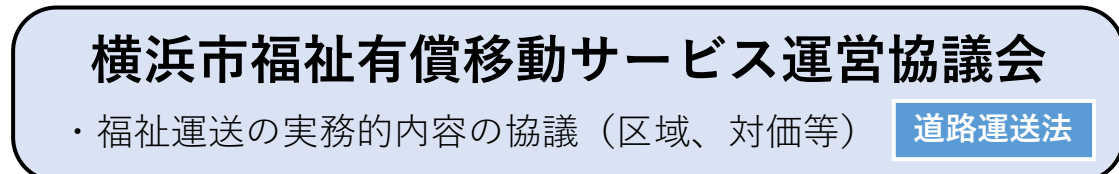
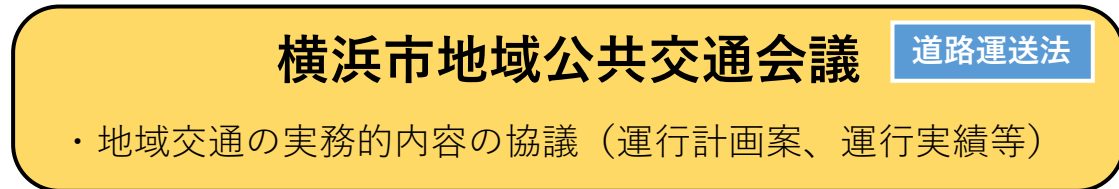
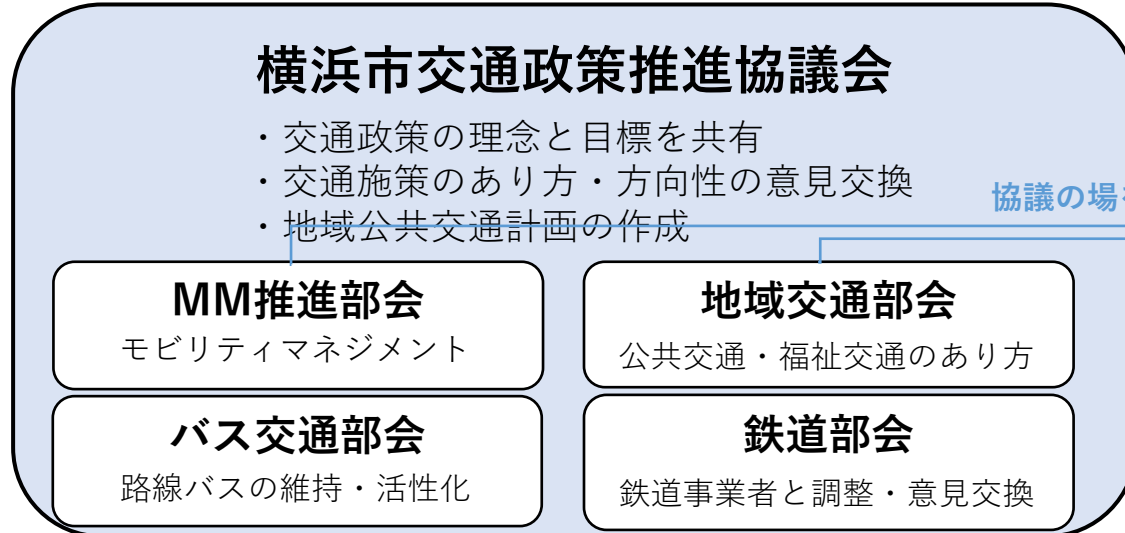


地域公共交通会議再編について

再編（案）

～R5年度

R6年度～



再編目的

1. 地域公共交通計画の作成（令和7年度策定予定）

- ・地域公共交通計画の作成、実施に関し必要な協議を行う場として、地域交通法に基づく法定協議会「地域公共交通活性化協議会」を設立します。
- ・法定協議会を交通に関わる関係者（市民、企業、行政）間での議論の核となる場とし、交通施策の実施状況の共有や、地域公共交通計画で設定した評価指標に対するモニタリング・評価等を行っていきます。

2. 他の協議体との連携強化

- ・これまで別の枠組として運用してきた「地域公共交通会議」と「福祉有償移動サービス運営協議会」を法定協議会の部会として位置付けるとともに、各部会の代表者にも法定協議会委員に参加していただくなど、委員構成を見直します。
- ・上記により、各部会で議論された内容は法定協議会でも共有されるようになり、これまで以上に協議会間の連携が強化されます。

横浜市地域公共交通活性化協議会 委員（案）

旧	交通政策推進協議会	
学識経験者	東京大学大学院 特任教授	中村座長
市民委員	MM推進部会	平山委員
市民委員	MM推進部会	渡邊委員
企業（経済団体）	横浜商工会議所 専務理事	森委員
交通事業者（鉄道）	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 企画部長	吉田委員
交通事業者（鉄道）	東急電鉄株式会社 鉄道事業本部 工務部 統括部長	小里委員
交通事業者（バス）	神奈川県バス協会 専務理事	関上委員
交通事業者（バス）	神奈川県バス協会 乗合部会長	齋藤委員
交通事業者（タクシー）	タクシー協会横浜支部 支部長	太田委員
交通事業者（タクシー）	タクシー協会横浜支部 事務局長	稲葉委員
行政（国）	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 交通企画課長	松木委員
行政（国）	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長	宮本委員
行政（警察）	神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 都市交通対策室長	大橋委員
行政（市）	都市整備局 都市交通部長	
行政（市）	道路局 計画調整部長	
バス交通部会長	都市整備局 都市交通課 地域交通担当課長	
鉄道部会長	都市整備局 都市交通課 鉄道事業推進担当課長	
MM推進部会長		古川委員
地域交通部会長	かながわ福祉移動サービスネットワーク理事長	清水委員

新	地域公共交通活性化協議会	
学識経験者	東京大学大学院 特任教授	中村座長
市民委員	（地域公共交通会議と兼務）	小田部委員
市民委員	（地域公共交通会議と兼務）	宮本委員
交通事業者（鉄道）	東日本旅客鉄道株式会社	吉田委員
交通事業者（鉄道）	東急電鉄株式会社	小里委員
交通事業者（バス）	神奈川県バス協会	（調整中）
交通事業者（タクシー）	神奈川県タクシー協会横浜支部 副支部長	大野委員
地公体が認める者	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 交通企画課長	松木委員
地公体が認める者	国土交通省 関東運輸局 神奈川県運輸支局 首席運輸企画専門官（総務企画）	小川委員
地公体が認める者	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長	宮本委員
公安委員会	神奈川県警察本部交通部 交通規制課長	佐藤委員
主催者	都市整備局 都市交通部長	
道路管理者	道路局 計画調整部長	
バス交通部会長	都市整備局 都市交通課 地域交通担当課長	
鉄道部会長	都市整備局 都市交通課 鉄道事業推進担当課長	
地公体が認める者	かながわ福祉移動サービスネットワーク理事長	清水委員
地公体が認める者	社会福祉協議会など（調整中）	
福祉有償運営協議会長	健康福祉局 地域福祉保健部長	
地公体が認める者	健康福祉局 高齢健康福祉部担当部長	
地公体が認める者	健康福祉局 障害福祉保健部長	

地域公共交通
会議と兼任

★

★

★

★

★

★

橙字：変更

青字：追加

地域公共交通会議 委員再編

旧

市町村長	横浜市都市整備局都市交通部長	松井部長
道路管理者	横浜市道路局計画調整部長	谷津部長
一般旅客自動車運送事業者	一般社団法人神奈川県バス協会乗合部会長	斎藤氏
一般旅客自動車運送事業者	神奈川県タクシー協会 副支部長	藤井氏
組織団体	一般社団法人神奈川県バス協会専務理事	関上氏
組織団体	神奈川県タクシー協会 事務局長	稲葉氏
住民	青葉区連合自治会長会会長	関根氏
住民	公募市民	小田部氏
住民	公募市民	宮本氏
国	国土交通省関東運輸局自動車交通部旅客第一課長	神宮氏
地方運輸局長	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	平田氏
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会副議長	加納氏
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会事務局長	小笠原氏
都道府県警察	神奈川県警察本部交通部交通規制課長	佐藤氏
学識経験者	東京大学大学院特任教授	中村先生
<その他議題に応じて招集>		
第2条に関連する地域を管轄する道路管理者		
第2条に関連する地域を管轄する交通管理者		
その他交通会議の運営上必要と認められた者		

新

横浜市都市整備局都市交通部長	松井部長
一般社団法人神奈川県バス協会 乗合部会長	斎藤氏
神奈川県タクシー協会 副支部長	大野氏
一般社団法人神奈川県バス協会 専務理	関上氏
神奈川県タクシー協会 事務局長	稲葉氏
公募市民	小田部氏
公募市民	宮本氏
国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	平田氏
神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 副議長	加納氏
東京大学大学院特任教授	中村先生
国土交通省 関東運輸局 交通政策部 交通企画課長	松木氏
<その他議題に応じて招集>	
第2条に関連する地域を管轄する道路管理者	
第2条に関連する地域を管轄する交通管理者	
その他交通会議の運営上必要と認められた者	

【考え方】

- ・各組織から1名参加
- ・道路管理者、交通管理者は事前に協議を調えた状態で議題を提出することとする
- ・乗合だけでなく乗用も議題に挙がることから関東運輸局は交通企画課に変更

運賃協議会について

再編（案）

～R5年度

R6年度～

横浜市交通政策推進協議会

- ・ 交通政策の理念と目標を共有
- ・ 交通施策のあり方・方向性の意見交換
- ・ 地域公共交通計画の作成

MM推進部会

モビリティマネジメント

地域交通部会

公共交通・福祉交通のあり方

バス交通部会

路線バスの維持・活性化

鉄道部会

鉄道事業者と調整・意見交換

協議の場を移行

横浜市地域公共交通会議

道路運送法

- ・ 地域交通の実務的内容の協議（運行計画案、運行実績等）

横浜市バスネットワーク会議

- ・ 走行環境整備事業、バスネットワークの構築

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

- ・ 福祉運送の実務的内容の協議（区域、対価等）

道路運送法

横浜市地域公共交通活性化協議会

- ・ 交通政策の理念と目標を共有
- ・ 交通施策のあり方・方向性の意見交換
- ・ 地域公共交通計画の作成

地域交通法

道路運送法

+ 施策実施状況、指標モニタリング（R7年度～予定）

地域公共交通会議

- ・ 地域交通の実務的内容の協議（運行計画案・運行実績等）

運賃協議会

バス交通部会

路線バスの維持・活性化

鉄道部会

鉄道事業者と調整・意見交換

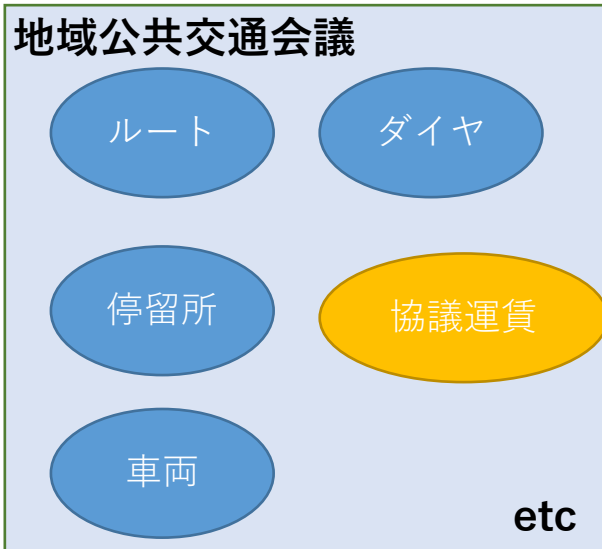
福祉有償移動サービス運営協議会

- ・ 福祉運送の実務的内容の協議（区域、対価等）

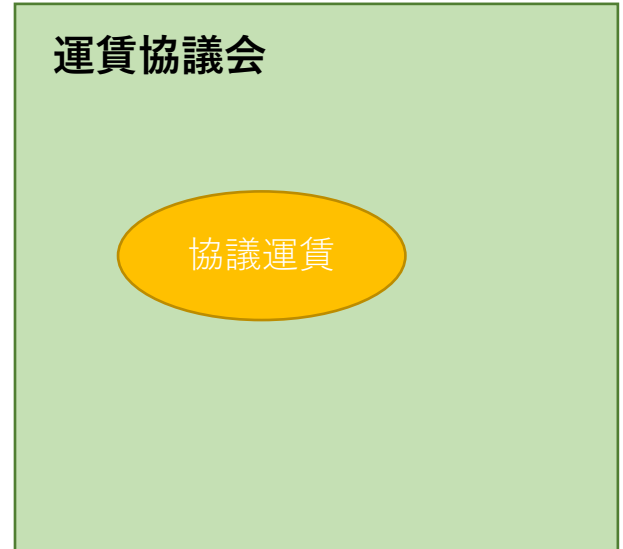
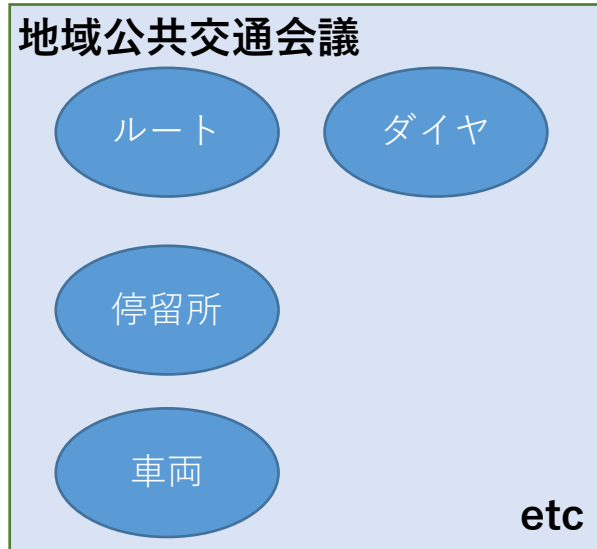
運賃協議会について

➤今年度4月に改正された道路運送法の施行に伴い、運賃等の協議を行う際は、地域公共交通会議ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において協議を行うこととなった。

道路運送法改正前



道路運送法改正後



【理由】

独占禁止法からみて、地域公共交通会議のような構成や手続きで運賃を変更することは問題になる可能性があった。

⇒運賃だけを協議する「運賃協議会」を新設することになった。

運賃協議会について

構成委員

道路運送法第9条第4項を基に委員を選定します

道路運送法第9条4項

- 一 当該路線等とその区域を含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

構成委員

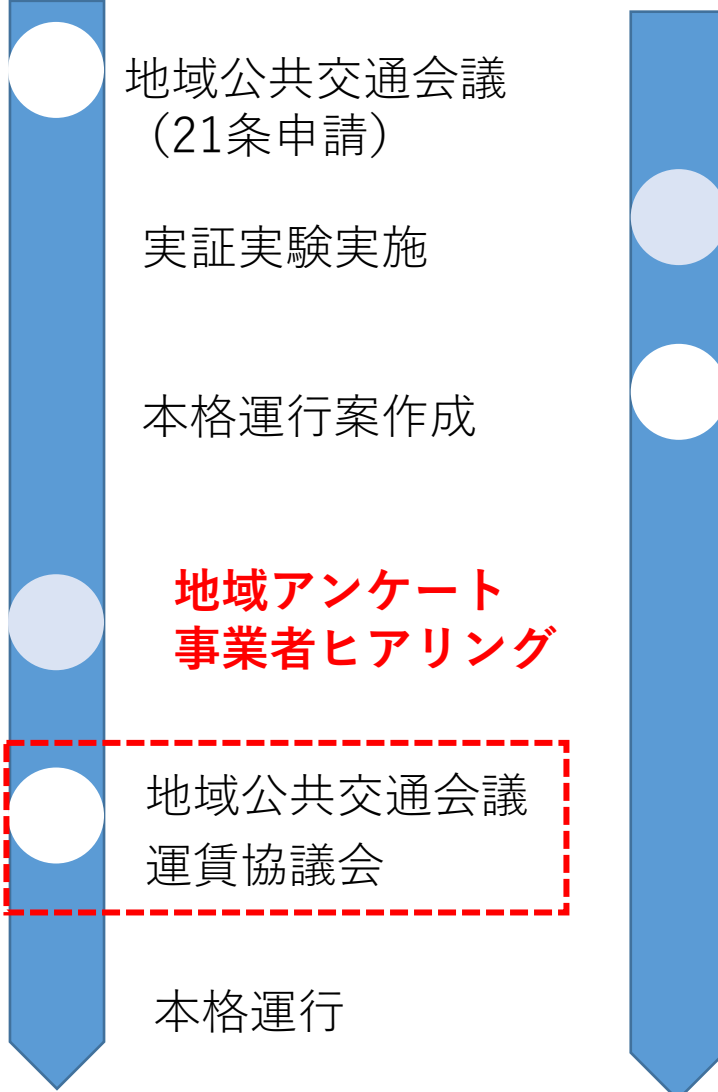
横浜市都市整備局都市交通部長
交通事業者（提案事業者）
関東運輸局長（国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官）
公募市民
公募市民
東京大学大学院教授

運賃協議会運営手順

運賃協議会の開催方法

【新規案件】

【変更案件】



運賃協議会開催前に住民、事業者意見を
聞くことが定められた
➤本格運行（4条申請）について地域公
共交通会議に議題を挙げる前に
意見募集、ヒアリングを実施

【参考】道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

※地域公共交通会議と運営協議会は同日に実施